

**第4次北九州市男女共同参画基本計画
令和元年度実施状況報告書**

北九州市

はじめに

北九州市では、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例（平成14年3月制定）」を具体化するため、平成16年より「北九州市男女共同参画基本計画（第1次～第3次）」を策定し、男女共同参画社会の形成を推進するための様々な施策を積極的に進めてきました。

平成29年の「北九州市男女共同参画社会に関する調査」では、性別による固定的役割分担意識に否定的な人が約7割となり、男性も初めて否定的な人の割合が半数を超えました。また、平成29年度には市の審議会等における女性委員の参画率が政令指定都市で初めて50%を超えるなど、本市の男女共同参画社会は着実に進展しています。しかしながら、女性の様々な分野への参画や就労、仕事と生活の調和、市民の意識、配偶者等からの暴力などにおいて、様々な課題が残っています。

そこで、第3次基本計画の改定についての「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき設置された北九州市男女共同参画審議会への諮問・答申を経て、令和元年6月に「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

第4次基本計画では、第3次基本計画の取組状況や課題等を踏まえ、5つの「柱」と14の「施策の方向性」に基づいた具体的施策を進めていきます。また、第3次基本計画の目指す姿「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぐとともに、本計画の推進を通して「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献します。

本書は、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」の令和元年度の実施状況について、主な取組を中心に、北九州市男女共同参画審議会の意見を付してとりまとめたものです。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進してまいります。本書を、男女共同参画の視点を取り入れた事業を展開するための一助として活用するとともに、市民や事業者の皆様にとって、男女共同参画社会の形成の推進についてご理解を深めていただく資料となれば幸いです。

今後とも皆様のご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

北九州市

目次

1 基本計画の概要

- 第4次北九州市男女共同参画基本計画の概要・計画で目指す姿・計画の柱・・・・・・・・・・ 4
- 計画の体系・・ 5

2 基本計画の実施状況（概要）・審議会意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3 基本計画に掲げる施策の実施状況（令和元年度）

柱Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

- 施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・ 15
- 施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

- 施策の方向 1 女性の就業・起業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 施策の方向 2 企業における女性活躍の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現・・・・・・・・・・ 35
- 施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実・・ 45

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

- 施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・・・・・・・・・・ 57
- 施策の方向 2 男性にとっての男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 施策の方向 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進・・・・・・・・・・ 69
- 施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

柱Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

- 施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援・・・・・・・・・・ 79
- 施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
- 施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
- 施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援・・・・・・・・・・ 121

4 数値目標等の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127

《資料》

- 参考データ・・ 133
- 北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例・・・・・・・・・・・・ 138

基本計画の概要

第4次北九州市男女共同参画基本計画の概要

本市では、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

令和元年6月、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本市の一層の男女共同参画社会の推進のため、市民や市民団体、企業など連携・協働しながら、施策の推進に取り組んでいきます。

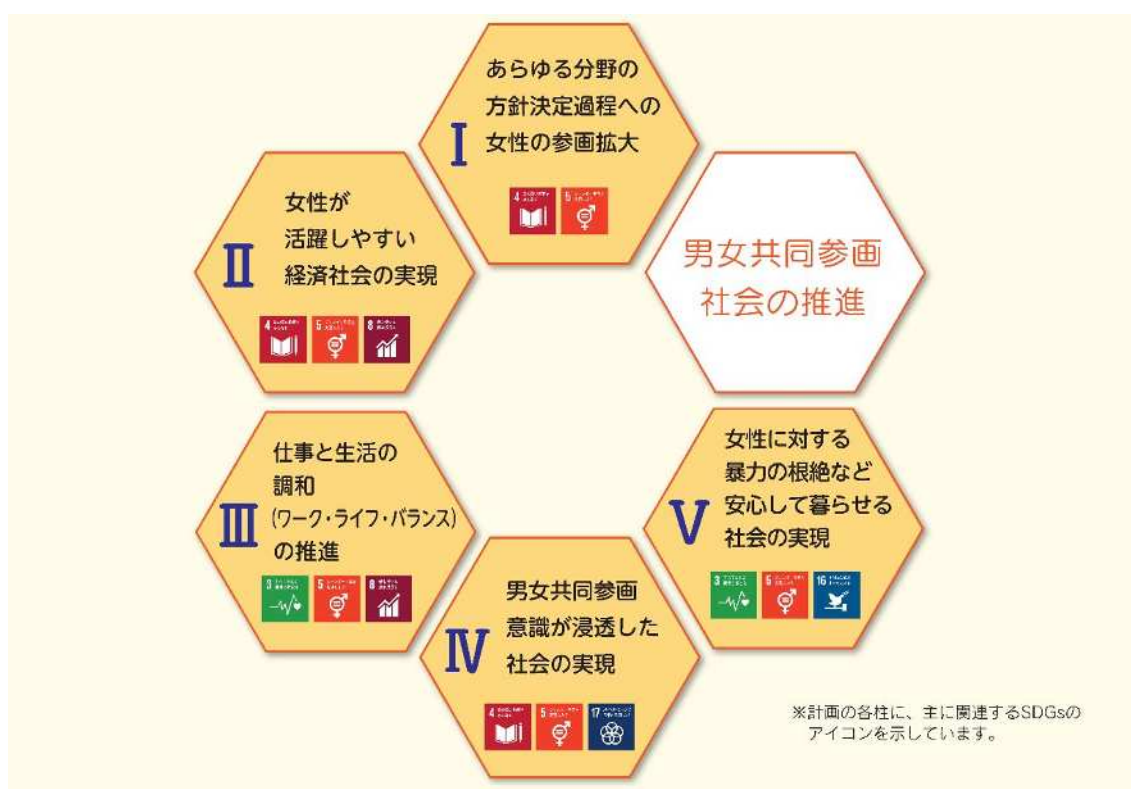
計画で目指す姿

第4次基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的施策の体系をまとめたものです。

市条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

また、第4次基本計画の副題については、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組むことや基本計画の継続性などを踏まえ、第3次基本計画の「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぎます。

計画の柱



計画の体系

女性活躍 = 女性活躍推進計画

DV対策 = 第3次DV対策基本計画



※計画の各柱に主に関連するSDGsのアイコンを示しています。

基本計画の実施状況
(概要)・審議会意見

第4次北九州市男女共同参画基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的施策の体系をまとめたものである。

令和元年度は第4次基本計画の初年度にあたり、第3次基本計画の「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぎ、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組んだ。しかしながら、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、人の往来自粛や公共施設の閉館のため、様々な事業が中止または延期されるなど計画通りに実施できなかったものもあった。

柱Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

【令和元年度の主な取組と成果】

施策の方向1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

- ・ 「北九州イクボス同盟」等において、HP等で女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介や階層別研修会を実施し、経営者・管理職の意識改革に繋がった。
- ・ 子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、その取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った。
- ・ 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣するなど、企業の取組の支援を行った。
- ・ 男女共同参画センター・ムーブのHPに掲載している「北九州市の男女共同参画統計データ集2014」に政策・方針決定過程の女性の参画状況等を定期的に更新し、情報発信した。

施策の方向2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

- ・ 仕事と生活の双方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員の活躍やイクボスの推進に係る取組を実施した。
- ・ イクボスを実践できている管理職を部下が推薦する市職員イクボス表彰により、一層のイクボス実践を促した。また、イクボス実践のノウハウを共有するため、実践例をWEBサイトに掲載した。

【今後の課題・取組】

- ・ 「イクボス同盟」等において、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革をさらに推進するとともに、より企業が参加しやすいよう形態や日時等の見直しを検討する。
- ・ ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等の表彰について、時代に即した表彰となるよう随時見直しを行っていく。
- ・ 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の支援にあたっては、より多くの企業の関心を集めるよう効果的なPRを行う。
- ・ 市付属機関等における女性の比率は平成29年度に53.2%となり、今後も付属機関等の女性の参画率50%以上を維持し、すべての付属機関等の女性委員の参画率が50%となることを目指していく。

【審議会委員からの意見】

- ・ イクボスに関して北九州市の活動が進んでいるというのはよくわかるが、令和元年度でどれだけの進捗があったのか、何社増えたのかが分かりづらい。

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

【令和元年度の主な取組と成果】

施策の方向1 女性の就業・起業支援

- ・ 女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」をマザーズハローワーク（国）、子育て女性就職支援センター（県）と緊密に連携して運営した。
- ・ 働く女性や女性管理職のスキルアップ、ネットワークづくりを応援するための講座等を開催するとともに、身近なロールモデルの情報発信等を行った。
- ・ 育児等で離職中の女性を対象として、就労への意識啓発や行動喚起のための再就職支援セミナーを実施したほか、女性の「はたらく」応援フェスタ等を実施し、就業の周知・啓発を行った。
- ・ 保育士等の資格を持っているが保育士の職についていない人を対象に、保育施設への再就職につなげるための研修会や、保育士資格取得予定者等を対象に保育士就職支援説明会を開催し、待機児童の解消を図るため保育士等の人材確保に取り組んだ。
- ・ 創業前から創業間もない時期にある女性を対象に、セミナーや先輩企業家との交流会を開催した。

施策の方向2 企業における女性活躍の推進

- ・ 「北九州イクボス同盟」等において、HP等で女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介や階層別研修会を実施し、経営者・管理職の意識改革に繋がった。
- ・ 子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、その取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った。
- ・ 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣するなど、企業への取組支援を行った。
- ・ 市の業者登録や公共工事の入札（一部）において、子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の積極的な取組を行った企業に対してインセンティブを付与した。

【今後の課題・取組】

- ・ SNSの活用や西部地区の支援強化により、「ウーマンワークカフェ北九州」の新規利用者の掘り起こしを図る。
- ・ 「イクボス」や「イクボス同盟」の認知度の向上や取組支援の充実を図るなど、イクボス同盟への加盟インセンティブをさらに強化し、同盟の拡大を図る。
- ・ 「イクボス同盟」等において、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革をさらに推進するとともに、より企業が参加しやすいよう形態や日時等の見直しを検討する。

【審議会委員からの意見】

- ・ 「イクボス同盟の加盟企業数の拡大」の今後の取組として「加盟インセンティブ」とあるが、具体的にどのようなメリットがあるのか。
- ・ ワンストップ窓口は、開始当時は画期的で大変好評であったと聞いている。デジタルトランスフォーメーションということで、相談業務も含めて今後オンライン化を進めていく計画はあるのか。
- ・ 相談業務に関しては、電話相談やメール相談は行っているのか。色々なニーズがあるので、面会による相談は敷居が高いと思っている方々への選択肢の一つとして色々な選択肢を検討いただきたい。
- ・ 簡単な相談であれば、他自治体で導入が始まっているチャットポット等も検討いただきたい。

柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【令和元年度の主な取組と成果】

施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

- ・ 「北九州イクボス同盟」等において、HP等で女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介や階層別研修会を実施し、経営者・管理職の意識改革に繋げた。
- ・ 子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、その取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った。
- ・ 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣するなど、企業への取組支援を行った。
- ・ 市役所職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び健康増進を図るため、「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、民間コンサルタントを活用した研修等を実施した。
- ・ イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践できている上司を推薦する市職員イクボス表彰受賞者の実践例等を女性活躍・ワークライフバランス応援サイトに掲載し、周知を図った。
- ・ 仕事と生活の双方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、イクボス研修を実施した。また、子どもが生まれる予定の男性職員と管理監督者との「パパ職員・イクボス面談」の実施を通じて、男性職員の育児参加を促進した。
- ・ 多様で柔軟な働き方の実現に資する取組として、テレワークの試行実施を行った。

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

- ・ 仕事の都合や子どもの軽い病気のときに、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など子育て支援サービスを実施した。
- ・ 子育て支援サロン“ぴあちえーれ”で、子どもを持つ親の子育てや就労、生活等についての相談に応じた。
- ・ ひとり親家庭等を支援するため、「母子・父子福祉センター」において、相談事業や自立促進のための講座を実施し、ひとり親家庭等の生活安定、福祉の向上に努めた。
- ・ 介護家族の支援のため、家族交流会やコールセンターを通じた悩み事への相談対応、また、認知症等により見守りが必要な高齢者を介護する家族への支援のため、ボランティア等による訪問事業を実施した。

【今後の課題・取組】

- ・ 「イクボス同盟」等において、研修会等を通して企業への取組支援や意識改革をさらに推進するとともに、より企業が参加しやすい形態や日時等の見直しを検討する。
- ・ 男性が育児や家事に参画することは女性活躍に資するだけでなく、男性自身のマネジメント力の向上やキャリア形成等にも重要であることから、男性育休取得促進、男性の家庭活躍に資する研修を充実させていく。
- ・ テレワークの本格実施に向けたモバイル端末の整備を進めるなど、情報通信技術を活用した柔軟な働き方の実現に資する取組を実施する。
- ・ 様々な機会を通じて母子・父子福祉センターをPRし、利用者の増加を目指す。
- ・ 高齢者や障害のある人及びその家族に対する適切なサービス提供のために、地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を強化する。

【審議会委員からの意見】

- ・ 市役所における男性職員の育児休業取得率は上がっており成果が見られるが、市内企業は厳しい状況である。6歳未満の子どもを持つ男性の育児家事関連時間について、欧米先進国と比較すると日本はかなり低い数値になっている。
- ・ 多様な保育の実施箇所数について、例えば休日保育数を増やしてほしいといった要望はあまり上がっていないのか。目標値が同水準ということは、ニーズがそこまでないのか。少子化だが働いている親は増えているので、ニーズはあるが右肩上がりに増えているものではないということか。就職の面接に来る方から「土日は子どもを預ける場所が無いので働けない」という声をよく聞くが、そういった声を拾えているのか。
- ・ 子ども参観日について、市役所の実施が3年に一度となっているのは残念である。参加するかどうかは参加者が決めればよいことであり、市役所は毎年実施してほしい。市内企業の実施が7社から増えていないので、市役所が毎年実施することで増えていくのではないかと。

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

【令和元年度の主な取組と成果】

施策の方向1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

- ・ 地域や家庭、企業等における男女共同参画意識の浸透を目指して、地域、企業、関係団体等と連携しながら、男女共同参画センター・ムーブ、市民センター、企業や地域において男女共同参画に関する講座や講演会、セミナーを実施した。
- ・ 男女共同参画センターのホームページやフェイスブック、ムーブメール等によって男女共同参画に関する最新の情報を迅速かつ広範囲にわたって配信した。

施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画センターにて男性臨床心理士による「男性のための電話相談」を実施した。
- ・ 性別による固定的役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象とした講座を実施した。

施策の方向3 子どものころからの男女共同参画の理解の促進

- ・ 男女共同参画についての基本的な項目をわかりやすくまとめた副読本「レッツ」（小学校用）、「ひびき愛」（中学校用）を全ての小中学校に配布し、道徳の時間などで活用した。
- ・ 女性の理工系分野の関心を高め、将来の進路選択の一つとなることを目的として、女子中学生向け理工系体験プログラム「リケ女部」を実施した。
- ・ 市内の大学生を対象に、卒業後の進路や働き方を決めるにあたって役に立つ情報の提供と性別にとらわれずに自分の生き方・働き方を考えるきっかけとなるプログラムを外部講師を招聘して実施した。
- ・ デートDVに関する理解を促進するため、デートDV防止に取り組んでいる団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座（デートDV予防教室）を実施した。
- ・ 思春期の子どもに対して、健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図るため、市立小・中・特別支援学校に助産師を講師として派遣し「思春期健康教室」を実施した。

施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進

- ・ 安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した取組について、出前講演等を通じ普及・啓発を図った。

【今後の課題・取組】

- ・ アンケート結果等を踏まえながら、男性の男女共同参画に対する理解の促進や固定的役割分担意識の解消につなげるため、より充実した内容の事業実施に努める必要がある。
- ・ 「リケ女部！」の継続実施などにより理工分野の魅力を伝え、将来にわたっての多様な働き方の実現をさらに推進する。
- ・ 大規模災害発生時には各都市の男女共同参画センターと情報交換などの連携を漏れなくとり、女性相談者へ適切に対応する。

【審議会委員からの意見】

- ・ 「男女共同参画社会という言葉の認知度」や「夫が外で働き妻は家庭を守るべき」という指標の数値は出ているが、全国的な数値と比較すると、北九州市の数値が高いのか低いのかかわかれば教えてほしい。
- ・ 最近のある調査で、イクメン男子について九州人が多いという調査結果が出ているが、何か実績はあるか。
- ・ 小中学生向け副読本「レッツ」「ひびき愛」は、カラー版で子どもたちが非常に活用しやすく、指導書もあり教師も授業がしやすい。但し授業時間的には道徳でおさえなければいけない内容であるため、年に2回程年間計画に差し込んで授業を行っている状況である。
- ・ 講座や講演の開催について、オンラインは便利に使えば色々な可能性も広がるツールなので、病気や体の不自由な方も移動無しで参加でき、アクセスの可能性を広げることができるので、検討いただきたい。

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

【令和元年度の主な取組と成果】

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

- ・ 各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげた。
- ・ 北九州市DV対策関係機関連絡会議において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関と情報を共有し、緊密な連携を図った。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に男女共同参画センターで「女性への暴力ゼロ特別講座」の開催や「女性への暴力ゼロホットライン」を設置した。

施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

- ・ セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に向けた出前セミナー等を実施した。また、ワーク・ライフ・バランス推進のために必要なアドバイスを行うため、社会保険労務士を派遣した。
- ・ 「男女共同参画センター」で、性別による差別的扱いやDVをはじめ、職場におけるセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを含めた人権侵害等の相談に対応した。
- ・ 福岡県・福岡市と共同で「性暴力被害者支援センター・ふくおか」及び「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を設置し、犯罪被害者やその家族・遺族が直接的な被害やその後の精神的・経済的な問題、地域での孤立等による問題を解決するための相談体制を整えた。

施策の方向3 生涯を通じた女性の健康支援

- ・ 妊娠・出産等に関する相談対応を行い、必要な支援につなげるとともに、特に養育支援を必要とする家庭に育児・家事援助を行った。
- ・ 産後4か月までの家庭訪問時に、すべての妊婦に産後うつなどを発見するため質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつについて早期に対応した。
- ・ 「男女共同参画センター」において、日常生活の中で心と身体の健康を維持増進できるような講座や健康教室等を開催した。

施策の方向4 困難を抱えた女性が安心して暮らせる支援

- ・ ひとり親家庭等を支援するため、「母子・父子福祉センター」において、相談事業や自立促進のための講座を実施し、ひとり親家庭等の生活安定、福祉の向上に努めた。
- ・ 性的少数者の生き方を後押しするため、パートナーシップ宣誓制度の運用を開始した。

【今後の課題・取組】

- ・ 各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するため、配偶者暴力相談支援センターに配置している統括指導員のスキルを向上させるとともに、子ども・家庭相談コーナー相談員との連携を図る。
- ・ 犯罪被害者等が受けた被害を回復・軽減するためには、適切で継続的な施策が必要であることから、支援体制の強化を検討していく。
- ・ 健康づくり等の各種事業の実施にあたって、「新しい生活様式」における感染予防対策を徹底し、予約方法や実施方法等を工夫する。
- ・ 様々な機会を通じて母子・父子福祉センターをPRし、利用者の増加を目指す。

【審議会委員からの意見】

- ・ 男女共同参画センター・ムーブの相談件数の中で、「心と生き方の一般相談件数」が非常に多い。複合的に色々なハラスメントが混ざり合っている事案もあると思われる。
- ・ 北九州市はDVや児童虐待の相談窓口を一本化して受理しており、円滑かつタイムリーに市民を守る対策を取っているのがよくわかる。デートDVに関しても中学・高校・大学等で教育を実施されているが、低年齢化し中学生同士、高校生同士で暴力を振るわれたといった届出が目につくようになっている。また、同性同士の暴力の届出も増えており、教育や広報で相談や届出がしやすくなったと思われる。
- ・ 産後うつに対し、きめ細かい対応をされており、継続支援に結び付いた件数が多いと感じる。孤立化を防ぐという意味でも大事だと思われる。

【全体を通じての意見】

- ・ コロナの状況の中で、業界を超えて求職者に対する支援ややり方をもう少し考える必要性を感じている。
- ・ 数多くの市の施策があることはわかるが、どこまで一般市民に分かってもらっているのか不思議に思う。例えばイクボス同盟に関しても、周囲に知っている人がいるか疑問である。
- ・ 任意団体で防災の取組を行っている。女性に防災について尋ねると生活目線から色々な意見が出るが、男女が混ざった状態で尋ねると女性が全く意見を言わなくなり、町内会長である男性が一言言って終わってしまう現場をよく見かける。防災訓練に関しては、女性が雑用を全て行うことに不満をもっている現場によく立ち会うが、この考え方は世代間や仕事といったことよりも、もっと手前の「地域」でも考えていく必要があると強く感じている。
- ・ 報告書の形式について、ポイントを文章でまとめたものがあつた方が分かりやすいと思われる。

基本計画に掲げている 施策の実施状況

■実施状況表について

柱 I	あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大
-----	------------------------

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (1) 企業、地域等における女性の参画拡大についての意識改革

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
				項目	R1年度				
11101	「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	1							

男女共同参画基本計画の
具体的施策の内容を記載

基本計画の内容に対する
事業・取組内容の概要を記載

基本計画の内容に対する
事業の実施内容及び
令和元年度の実施状況に
ついて記載

実施状況を踏まえた今後の取
組や、取組にあたっての課題
等について記載

R1年度の進捗状況について記載
A: 予定どおり実施した
B: 概ね予定どおり実施した。
C: 実施したが、見直し検討が必要
D: 準備中、検討中
E: 未実施

他の具体的施策に再掲が
ある事業・取組に○をつけ
ている

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (1) 企業、地域等における女性の参画拡大についての意識改革

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
11101	「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	1	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。 また、子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイト、パネル展示でその取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。
11102	企業等の事業者に対し、女性管理職に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を周知するために、出前セミナー等を実施します。	2	これから女性活躍に取り組む企業を対象としたセミナーやコンサルティング、企業の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護等)の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接企業に派遣するなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。
11103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。	3	子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイト、パネル展示でその取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。
11104	政策・方針決定過程の女性の参画状況など男女共同参画に関する情報をホームページなどで発信します。	4	平成26年度よりムーブのホームページに掲載している「北九州市の男女共同参画統計データ集2014」のデータについて、定期的に更新を行い最新の情報を提供していく。
11105	自治会等の地域における団体の女性参画率について、定期的に把握するとともに、女性の参画拡大のための広報・啓発を実施します。	5	自治会や校区まちづくり協議会の会長・副会長等、PTA会長・副会長、市民センター館長、社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員などの女性比率について毎年調査し、実施状況報告書等で公表する。
11106	国・県・市が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度を活用し、地域で活躍する女性リーダーの情報を発信します。	6	地域で活躍する女性リーダーのロールモデルの情報を発信するため、平成29年度に新設した北九州市表彰「男女共同参画功劳」部門を継続していく。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①北九州イクボス同盟における先進事例の紹介等 ②北九州イクボス同盟における研修会等の実施 ③北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰受賞者数	①2回 ②2回 ③4社・者	A	引き続き先進事例を紹介するとともに、より多くの人に見てもらえるような媒体を用いた広報を検討する。さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、より企業が参加しやすいよう形態や日時等の見直しを検討する。また、表彰受賞企業は着実に増加している。今後とも、時代に即した表彰となるよう、随時見直しを行っていく。	総務局	
企業向け出前セミナー等への講師等派遣	37回	A	平成28年4月に施行(令和元年5月一部改正)された女性活躍推進法を踏まえ、企業等の多様な働き方が実現できる職場環境づくり等、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進の取組にさらに働きかけていく。事業の実施にあたっては、より多くの企業の関心を集めるよう効果的なPRを行う。	総務局	
北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰受賞者数	4社・者	A	表彰受賞企業は着実に増加している。今後とも、時代に即した表彰となるよう、随時見直しを行っていく。	総務局	
追加データ数	11件	A	令和2年度発行予定の「北九州市の男女共同参画統計データ集2020」のデータをホームページ上に掲載する。データの更新を定期的に行うとともに、男女共同参画社会の推進に関する新しいデータを随時追加して情報提供する。	総務局	
①区自治総連合会会長 ②自治連合会(自治区・地区・校区会長) ③自治連合会(町内会長) ④校区まちづくり協議会会長 ⑤PTA会長 ⑥市民センター館長	①14.3% ②5.4% ③17.3% ④4.5% ⑤13.8% ⑥72.3%	A	今後も、自治会長等の女性の参画率について把握し、公表していく。	総務局	
北九州市表彰に「男女共同参画功労」表彰受賞者数	8人	A	引き続き地域で活躍するロールモデルとなる女性の表彰を継続していく。	総務局	

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (2) 企業、地域等における女性リーダー育成の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
11201	働く女性や女性管理職等に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。	1-1	働く女性のスキルアップとネットワークづくりを応援するためのステップアップ講座を開催するほか、ステップアップ講座の修了生対象のフォローアップ講座を開催し、修了生のネットワークづくりや身近なロールモデルの発信等に取り組む。
		1-2	企業等の女性管理職や管理職に相当する女性社員のスキルアップ、ネットワーク形成を支援することにより、更なる女性活躍の推進を図る。
11202	生涯学習総合センター等において地域における女性リーダーを育成するための研修を実施します。	2	北九州市民カレッジ「地域カアップセミナー」、「社会教育・生涯学習基礎講座」などの修了者で、地域での活動や取組に貢献したいと考える市内在住の女性を対象に、国立女性教育会館などへの視察研修やその他研修を実施する。生涯学習活動に必要な専門的知識や手法を学ぶことで、資質向上を図り、研修生が地域のリーダー的な役割を担い活かしていくことを目指す。
11203	男女共同参画社会の形成のための取組を実施している「北九州市女性団体連絡会議」のリーダー育成を支援します。	3	男女共同参画フォーラムin北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援をする。
11204	市内で活動している「北九州市婦人団体協議会」などの女性学習グループの人材育成を支援します。	4	市内で活動している女性学習グループの育成・支援(共催、事業計画の相談・助言、講師派遣など)を実施する。 女性学習グループ ・北九州市婦人団体協議会 ・北九州市婦人会連絡協議会 ・北九州婦人教育研究会 ・北九州市婦人教育推進会

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
就業継続支援・ステップアップ 支援講座数・参加延べ人数 ①ムーブ(ステップアップ、お役立ち) ②レディスもじ(キャリアアップ(PC除)) ③レディスやはた(キャリアアップ(PC除))	①11講座 310人 ②5講座 1,089人 ③12講座 346人	A	ステップアップ講座の修了生は1～9期生まで260名を超え、企業を超えたネットワーク形成に効果を上げている。お役立ちワンポイントセミナーも6年目の開催で各回定員を超える申込があり、順調である。各講座とも今後も参加者の裾野をさらに広げるため、より参加しやすい講座となるようプログラムを適宜見直ししながら引き続き実施する。	総務局	
女性管理職セミナー・参加延べ 企業数	16社	A	今後も引き続き、女性管理職等のスキルアップに有効な内容を検討するとともに、同じ立場にある受講者間の企業等の垣根を越えたネットワークを構築する。	総務局	
①応募者数 ②研修生数 ③研修日数(事前研修・派遣研修・事後研修・報告会の合計日数) ④報告会参加者数	①5人 ②5人 ③14日 ④約140人	A	今後も、女性のエンパワーメントのため、地域の中核となる女性リーダーの育成を図ることを目的に本事業を継続する。	市民文化 スポーツ 局	
男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人	A	今後も引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発事業を実施する。	総務局	
①機関紙発行回数/部数 ②研修会回数/参加者数	①年3回 /21,000部 ②年3回/250人	B	地域や団体のリーダーを発掘し、育成できるよう、広報活動を充実させ、その時々の実情にあったテーマ選びや研修等を充実していく必要がある。	市民文化 スポーツ 局	

施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (1) 市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
12101	市の付属機関や市政運営上の会合における女性委員の登用を引き続き推進し、女性委員参画率5割を維持します。	1	市の政策・方針決定の場である市の付属機関等への女性参画向上に向けて下記の取組を実施する。 ・市の付属機関等における女性委員の参画状況調査 ・女性登用に際して、女性人材の紹介やアドバイスの実施

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
女性委員参画状況(各年度7月1日時点)	53.1%	A	今後も付属機関等の女性の参画率50%以上を維持し、すべての付属機関等の女性委員の参画率が50%となることを目指す。	総務局	

施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の促進、職場風土の改革

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
12201	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。	1	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、職員の能力開発・キャリア形成支援を目的とした研修を実施したほか、各役職段階でのマネジメント能力等の向上のため、管理職を対象としたイクボス研修、役職者(係長級)を対象とした、プレイクボス研修を実施する。また、部下がイクボス実践ができている管理職を推薦する市職員イクボス表彰により、一層のイクボス実践を促し、“多様な人材を活かし、組織と人の成長につなげる”風土の更なる醸成を図る。
12202	新部下のキャリア形成とワーク・ライフ・バランスの実現を応援する組織風土を醸成するため、「イクボス」の取組を推進します。	2	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、仕事と生活の双方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、新任管理職を対象としたイクボス研修を実施する。また、イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践ができていない管理職を推薦する市職員イクボス表彰の表彰者の実践例を女性活躍・WLB応援サイトに掲載する。
12203	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、校長会等での研修や、女性教職員への働きかけを実施します。	3	公立学校管理職等候補者選考においては、校長会を通じて、管理職からの受験勧奨等の声かけを徹底する。
12204	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現します。	4	業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現することで、性別を問わない管理職登用を推進する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①女性職員キャリア研修の実施及びサポート ②メンター研修の実施 ③新任課長向けイクボス研修の実施 ④係長向けプレイクボス研修の実施 ⑤市職員イクボス表彰の実施	①5回 ②3回 ③1回 ④3回 ⑤8名	A	「係長としての資質や能力への不安」「仕事と家庭の両立不安」等の理由により、女性職員が昇任試験の受験をためらう傾向にあることから、それらの不安払拭に向け、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員の活躍推進に係る取組を実施する。	総務局	
①新任課長向けイクボス研修の実施 ②イクボス実践例の紹介	①1回 ②8名	A	仕事と生活の双方を充実させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、イクボスの推進に係る取組を実施する。	総務局	
女性の校長・教頭・指導主事候補受験者数	54人	A	今後も校長会等への働きかけを継続的に実施する。	教育委員会	
市立学校等における管理職に占める女性比率	校長職 18.2% 教頭職等 26.2%	A	性別にとらわれない能力主義による管理職への積極的登用を行う。	教育委員会	

施策の方向 1 女性の就業・起業支援

具体的政策 (1) 女性の再就職・キャリアアップ支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
21101	「ウーマンワークカフェ北九州」を関係機関と連携しながら運営し、女性の就業・キャリアアップ・起業などをワンストップで支援します。	1	女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を運営する。
21102	働く女性や女性管理職等に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。(再掲)	2-1	No.11201-1の再掲
		2-2	No.11201-2の再掲
21103	「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。	3	女性の就業支援や経済的自立に向けたチャレンジを促し、就業の機会を拡げるため再就職及び資格取得講座を開催する。
21104	働く意欲と行動を喚起するため、育児等で離職中の女性を対象として、就業支援・意識啓発プログラムや子育てイベントでの働き方の事例紹介等を行います。	4	未就業女性の就業への意識啓発、行動喚起のための再就職支援セミナーの実施や、子育てイベント等に参加し、就業の周知・啓発を行う。
21105	再就職を目指す人のために、カウンセリングや求人情報の提供等を総合的に実施します。	5	市内の求職者等を対象に、適正診断や進路アドバイス等を行うカウンセリング、再就職のために必要な能力開発講座、さらに民営職業紹介所等の職業紹介機能を活用した就業支援を総合的にを行う。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
・平成28年5月「ウーマンワーク カフェ北九州」開設 ・マザーズハローワーク(国)、 子育て女性就職支援センター (県)、保育士・保育所支援セン ター、ひとり親就業支援、保育 サービスコンシェルジュ等(市) が緊密に連携して運営 ①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	①14,332 人 ②3,030人 ③891人	A	様々な悩みや課題を抱える利用者にきめ細かい支援 を行うため、フォロー体制や支援機関の連携を一層強 化し、就労支援等の充実を図る。 併せて、SNSの活用や、西部地区の支援強化により、 新規利用者の掘り起こしを図る。	総務局	
No.11201-1の再掲			No.11201-1の再掲	総務局	○
No.11201-2の再掲			No.11201-2の再掲	総務局	○
再就職支援講座・資格取得講 座数・参加延べ人数 ①ムーブ(就職応援・医療・介 護) ②レディスもじ(再就職支援・資 格取得) ③レディスやはた(再就職支 援・資格取得)	①3講座 741人 ②5講座 2,456人 ③21講座 1,904人	A	受講者のニーズを踏まえ、より就労支援アップにつな がるような充実した事業の実施に努める。	総務局	
参加延べ人数 ①子育て女性向け再就職支援 セミナー ②女性の「はたらく」応援フェス タ(国県市連携主催)	①32人 ②256人	A	子育て女性が参加しやすいよう、より身近な会場やオ ンラインでの開催を検討し、引き続き就業への意識啓 発を継続する。	総務局	
①カウンセリング延利用者数 ②就職決定者数	①327人男 性:194人 女性:133 人 ②121人 (男性:64 人 女性:57 人)	A	より多くの求職者を就職に結びつけることが必要であり、 今後も引き続き取組を進めていくことが求められる。	産業経済 局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
21106	保育士等の資格を持っているが保育士の職についていない人を対象に、保育施設への再就職につなげるための研修会を実施します。	6	①保育士等就職支援事業(保育士の資格もしくは看護師等の免許を持っていて、現在、保育士の職に就いていない人(潜在保育士)を対象とし保育施設への再就職に繋げるための研修会を実施) ②幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得するため養成校に通っており、資格を取得した場合は修学にかかる費用の1/2を補助している。
21107	保育士資格取得予定者等を対象に保育士等就職支援事業を実施します。	7	保育士等就職支援事業(保育士資格取得見込の学生等を対象とした就職説明会)を開催し、待機児童の解消を図るため、保育士等の人材確保に取り組む。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①保育士等就職支援説明会 ②幼稚園教諭免許状を有する者の修学費用支援	①4回 ②1人	A	研修内容を充実させると共に受講者の拡大を図るためさらにPR活動を行い、保育士確保に取り組む。今後も幼稚園教諭免許状を有する者に保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に努める。	子ども家庭局	
保育士等就職支援説明会	4回	A	引き続き、就職支援説明会などに取り組むとともに、潜在保育士の就職支援貸付の周知にも力を入れていく。	子ども家庭局	

施策の方向 1 女性の就業・起業支援

具体的政策 (2) 女性起業家等の育成・支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
21201	女性の多様な働き方を支援するため、起業前から起業間もない時期にある女性を対象に起業に関するセミナーや先輩起業家との交流会を開催します。	1	創業前から創業間もない時期にある女性を対象にセミナーや先輩起業家等との交流会を開催する。
21202	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業から事業拡大までの一貫したきめ細かな支援を実施します。	2	情報通信機能を備えたオフィスとして、ベンチャー企業の創出・育成を主な目的として設置された「北九州テレワークセンター」の管理運営を行う(指定管理業務)。当該施設にインキュベーションマネージャーを配置し、入居企業の育成支援を実施する。
21203	新たに事業を開始しようとする起業家や起業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催します。	3	新たに事業を開始しようとする起業家や創業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催する。
21204	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業時や起業間もない方の事業展開に必要な資金の融資を実施します。	4	開業時や開業後5年未満の方の事業展開に必要な資金を融資し、中小企業の事業立上げから事業拡大期までの資金繰りを支援する。
21205	商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料又は改装費の一部を補助します。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料等の一部を補助する。(開業支援事業、店舗運営事業) ・商店街・市場の組合が空き店舗をコミュニティ施設に活用する場合に賃借料の一部を補助する。(コミュニティ支援事業)
21206	農林水産業分野における女性の経営参画を促すため、家族経営協定の締結を促進します。	6	認定農業者が家族で申請を行う際、女性の農業参加の機会を確保し、共同経営者となることを促すため、家族経営協定の締結促進を促す。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
女性創業サポート事業 延べ参加者数 ※内容は年度ごとに異なる	291人	A	引き続き、創業間もない女性の知識習得や課題、悩みの解決等を図るとともに、孤立しがちな女性創業者のネットワークの形成を支援する。	総務局	
施設の維持管理及び入居企業に対する経営支援等を実施。	入居企業への支援を実施	B	創業全般に関わる総合相談窓口を設置し、各支援機関と連携しながら、入居企業及び来館者(創業相談)への支援を実施する。	産業経済局	
実践起業塾等のセミナー ①実施回数 ②参加者数	①4回 ②62人 (うち女性17人)	B	他の創業支援機関と連携を図り、開業の準備段階から新規開業、安定成長に至るまで一貫した支援を行う。今後も、PR強化を図り、日時や場所を検討して、受講しやすいセミナーを実施する。	産業経済局	
①融資申込件数 ②貸出実績 ③貸出金額	①208件 (うち女性34件) ②180件 (うち女性29件) ③690,841千円(うち女性89,390千円)	B	令和元年7月に行った自己資金要件の撤廃や、市内に転入して開業する方、開業と同時に雇用創出する方を、「開業支援資金」の特別枠に加える制度改正の周知を引き続き行う。	産業経済局	
①開業支援事業:賃借料 ②開業支援事業:改装費 ③店舗運営事業 ④コミュニティ支援事業	①10件(うち新規7件) ②8件(うち新規8件) ③0件 ④1件	A	単に補助金を交付するだけでなく、出店希望者が具体的な事業内容を決める前段階から、商店街関係者とのつなぎや専門家による事業計画策定支援等を行うなど、開業希望者に丁寧に寄り添う体制を継続する。	産業経済局	
家族経営協定の件数	52件	B	今後も継続して、女性農業者の経営参画の機会を増やし、担い手の確保へつなげていく。	産業経済局	

施策の方向 1 女性の就業・起業支援

具体的政策 (3) 女性が働くことに関する相談機能の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
21301	「ウーマンワークカフェ北九州」等で、女性の就業に関する相談を実施します。	1-1	女性の人生設計の相談にキャリアコンサルタントが応じる。
		1-2	女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を運営する。
21302	「若者ワークプラザ」で、就業に関する相談や職業紹介等を行い、若年者の就業の促進に取り組みます。	2	「若者ワークプラザ北九州」及び「若者ワークプラザ北九州・黒崎」において、就業相談やセミナー、職業紹介等の実施により、若年者の就業の促進に取り組む。
21303	「男女共同参画センター」で、性別による差別的な取扱いなどに関する相談を実施します。	3	子育てや就労をはじめ、男女の心の問題や生き方、性別による差別的扱い、DVなどに関する人権侵害等の相談についてジェンダーの視点に立ち電話や面接相談に応じる。 臨床心理士やキャリアカウンセラー、男性相談員を配置して、それぞれの専門的立場からも相談に応じる。
21304	国や県の労働関係機関等との連携により、労働に関する相談やセミナー等を実施します。	4-1	国や県の労働関係機関等と連携し、結婚や出産等で離職した人を対象に、再就職に向けての心構えや、実際の就職活動に役立つ知識を学ぶセミナー等を実施する。
		4-2	①労働相談 ②職場のパワハラ・セクハラ相談会 ③労働トラブル相談会 ④解雇・雇止め集中相談会

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
相談件数 ①電話相談 ②面接相談	①91件 ②67件	A	今後、相談対象者の検討を行うとともに、引き続き相談及び支援を行う。	総務局	
・平成28年5月「ウーマンワーク カフェ北九州」開設 ・マザーズハローワーク(国)、 子育て女性就職支援センター (県)、保育士・保育所支援セン ター、ひとり親就業支援、保育 サービスコンシェルジュ等(市) が緊密に連携して運営 ①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	①14,332 人 ②3,030人 ③891人	A	様々な悩みや課題を抱える利用者にきめ細かい支援 を行うため、フォロー体制や支援機関の連携を一層強 化し、就労支援等の充実を図る。 併せて、SNSの活用や、西部地区の支援強化により、 新規利用者の掘り起こしを図る。	総務局	
①利用者数 ②カウンセリング延べ利用件数 ③セミナー等受講者数 ④就職決定者数	①14,575 人 ②11,486 件 ③1,256人 ④1,200人	A	利用者拡大に向けて、市内及び近郊の大学等を訪問 し、学生の利用を呼びかけるほか、ウーマンワークカ フェ北九州と連携し、子育て世代の女性等の利用促 進を図る。	産業経済 局	
①こころと生き方の一般相談 ②性別による人権侵害相談 ③女性のための元気アップ相 談 ④男性電話相談 ⑤弁護士による無料法律相談	①1,865件 ②102件 ③158件 ④69件 ⑤90件	A	今後も相談を継続し、必要に応じて関係機関と連携を 図るなど、適切に対応する。	総務局	
就職セミナーの実施回数・参加 延べ人数 ①ムーブ ②レディスもじ ③レディスやはた	①3回 107人 ②0回 ③1回 10人	B	今後も引き続き関係機関と連携して、ニーズに合わせ た事業を行い、就業支援につなげていく。	総務局	
①回数 ②相談者数 ③相談者数 ④相談者数	①48回 ②24人 ③10人 ④23人	A	多くの労働者から労働条件やパワハラへの対応、解 雇など、多岐に渡る相談が寄せられている。気軽に相 談できる場として、引き続き活用していただくとともに、 相談会の開催について広く周知を図っていく。	産業経済 局	

施策の方向 2 企業における女性活躍の推進

具体的政策 (1) 女性活躍推進に向けた企業への意識啓発や情報発信

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
22101	新女性活躍や働き方改革等を進めるため、各種セミナーや研修会等、様々な企業との接点を通じて、同盟への参加を呼びかけ「北九州イクボス同盟」の加盟企業数の拡大を図ります。	1	各種セミナーや合同会社説明会等での企業への参加呼びかけや、HP、SNS、チラシなど各種広報媒体による同盟のPRを行う。さらに、加盟インセンティブの拡大等を行う。
22102	新「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。(再掲)	2	No.11101の再掲
22103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。(再掲)	3	No.11103の再掲

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
北九州イクボス同盟のPRによる加盟企業数拡大	154社	A	「イクボス」や「イクボス同盟」の認知度向上、取組支援の充実を図るなど加盟インセンティブをさらに強化し、同盟の拡大を図る。	総務局	
No.11101の再掲			No.11101の再掲	総務局	○
No.11103の再掲			No.11103の再掲	総務局	○

施策の方向 2 企業における女性活躍の推進

具体的政策 (2) 企業における女性活躍の取組支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
22201	新「北九州イクボス同盟」等において、企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。	1	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。
22202	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境の見直しに取り組む事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接事業所に派遣します。	2	これから女性活躍に取り組む企業を対象としたセミナーやコンサルティング、企業の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護等)の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接企業に派遣するなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。
22203	ダイバーシティに取り組んでいる企業の実務担当者同士のネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有等を行います。	3	ダイバーシティに関心を持ち、取組を進めている企業(13社)とのネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有・発信等を行い、ネットワーク参加企業内及び市内企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進等にかかる取組を働きかける。
22204	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。	4	市の業者登録や公共工事の入札(一部)に係る表彰企業へインセンティブを付与する。
22205	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。	5	工事の総合評価落札方式の評価項目の中で、子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進に関する項目を設定。 さらに、平成29年度より、「女性技術者を配置」する場合に評価する項目を追加した。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①北九州イクボス同盟における先進事例の紹介等 ②北九州イクボス同盟における研修会等の実施 ③北九州ダイバーシティネットワーク(KDN)会議等の開催	①2回 ②2回 ③2回	A	引き続き先進事例を紹介するとともに、より多くの人に見てもらえるような媒体を用いた広報を検討する。さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、より企業が参加しやすい形態や日時等の見直しを検討する。また、引き続き、ダイバーシティの推進及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報共有等を通じて、ダイバーシティの取組を相互に推進していく。	総務局	
企業向け出前セミナー等への講師等派遣	37回	A	平成28年4月に施行(令和元年5月一部改正)された女性活躍推進法を踏まえ、企業等の多様な働き方が実現できる職場環境づくり等、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進の取組にさらに働きかけていく。事業の実施にあたっては、より多くの企業の関心を集めるよう効果的なPRを行う。	総務局	
北九州ダイバーシティネットワーク(KDN)会議等の開催	2回	B	引き続き、ダイバーシティの推進及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報共有等を通じて、ダイバーシティの取組を相互に推進していく。	総務局	
市の入札参加資格業者に対する評価対象業者数	物品等供給業者 351社 建設工事業者 457社	A	評価対象業者数は、前年度より増加しており、ワーク・ライフ・バランス等の進捗に一定の寄与はできていると考える。	技術監理局	
評価区分「市の施策への協力」中「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進」を設定し、基準を満たす場合に加点。 評価区分「建設業の人材の確保・育成」中「若手・女性技術者の配置」を設定し、基準を満たす女性技術者を配置する場合に加点。	44件	A	評価項目、内容、配点等は、評価状況や社会情勢等を考慮して、必要に応じ、見直し検討を図る。	技術監理局	

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

具体的政策 (1) 企業におけるワーク・ライフ・バランス等の取組支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
31101	新女性活躍や働き方改革等を進めるため、各種セミナーや研修会等、様々な企業との接点を通じて、同盟への参加を呼びかけ「北九州イクボス同盟」の加盟企業数の拡大を図ります。(再掲)	1	No.22101の再掲
31102	新「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。(再掲)	2	No.11101の再掲
31103	新「北九州イクボス同盟」等において、企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。(再掲)	3	No.22201の再掲
31104	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。 また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。(再掲)	4	No.11103の再掲
31105	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境の見直しに取り組む事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接事業所に派遣します。(再掲)	5-1	No.22202の再掲
31106	企業、働く人、市民、行政が一体となって組織された「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進月間(11月)を中心に啓発事業を行います。	6	企業、働く人、市民、行政が一体となって、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組むため、「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を開催し、各構成員(北九州商工会議所、企業、NPO法人、PTA協議会等)がそれぞれの立場、または協議会で様々な取組を実施する。また、11月にワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンを実施する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
No.22101の再掲			No.22101の再掲	総務局	○
No.11101の再掲			No.11101の再掲	総務局	○
No.22201の再掲			No.22201の再掲	総務局	○
No.11103の再掲			No.11103の再掲	総務局	○
No.22202の再掲			No.22202の再掲	総務局	○
①関連イベントの告知 ②北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰受賞企業等の取組の周知	①1回 ②4社・者	A	今後も「北九州市女性活躍・ワークライフバランス協議会」を開催し、企業や地域の様々な活動と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスを推進していく。	総務局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
31107	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	7	学校で実施されている「授業参観日」とは逆に、夏休みなどの長期学校休日を利用して、子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を市役所、民間企業等で実施する。
31108	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む中小企業に対して、事業展開に必要な資金を融資します。	8	北九州市新成長戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた中小企業の事業展開に必要な資金を融資する。
31109	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。(再掲)	9	No.22204の再掲
31110	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。(再掲)	10	No.22205の再掲

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①子ども参観日の実施(市役所) ②子ども参観日の実施(民間)	①1回 ②7社	A	市役所においては、人事異動年数を考慮して、3年に1回の開催とするが、開催の際には、働く親の職場見学や、SDGs等市の取組の講演等を通して家庭・職場双方の理解につなげる。 民間企業には、より多くの企業に実施してもらえよう、啓発を強化していく。	総務局	
①融資申込件数 ②貸出実績 ③貸出金額	①2件 ②2件 ③145,000千円	B	新成長戦略が終了することに合わせて制度の衣替えを行い、利用頻度増加に向けてPRを行う。	産業経済局	
No.22204の再掲			No.22204の再掲	技術監理局	○
No.22205の再掲			No.22205の再掲	技術監理局	○

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

具体的政策 (2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランス等の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
31201	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、市役所職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び健康増進を図るため、業務の効率化による生産性の向上、時間外勤務の削減、柔軟な働き方の実現等に取り組みます。	1	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、職場単位で、民間コンサルタントを活用したワーク・ライフ・バランス実現のための研修を実施する。
31202	新 管理職のイクボス実践により、職場風土を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るほか、両立支援制度の周知及び取得促進に向けた啓発を実施します。	2	仕事と生活の双方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、イクボス研修を実施する。また、イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践ができている管理職を推薦する市職員イクボス表彰の表彰者の実践例と、子育てや介護と仕事の両立に関する情報等を女性活躍・WLB応援サイトに掲載するなどして、両立支援制度等の周知を実施する。
31203	新 男性職員が育児に積極的に参画することを通して、男性自身の働き方を見直すきっかけとなるほか、職場全体の業務の改善等にもつながるため、男性職員の育児休業の取得を促進します。	3	イクボスの推進や子どもが生まれる予定の男性職員と管理監督者との「パパ職員・イクボス面談」の実施を通じて育児参加しやすい職場風土の醸成を図り、男性職員の育児参加を促進する。
31204	新 多様で柔軟な働き方の実現を通して、仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークの活用を推進します。	4	情報通信技術を活用した柔軟な働き方の整備を行うため、テレワークの試行実施等を実施する。
31205	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施します。	5	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性について講義を実施する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
働き方見直し実践部署コンサルティングの実施	3部署 (新規)	A	限られた人員の中で最大点の効果をあげるとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの推進、健康増進を図っていくため、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、職員のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を実施する。	総務局	
①新任課長向けイクボス研修の実施 ②イクボス実践例の紹介 ③女性活躍・WLB応援サイトへの掲載	①1回 ②8名 ③実施	A	仕事と生活の双方を充実させた働きがいのある組織とするためには、管理職のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、今後も継続して、イクボスの推進に係る及び両立支援制度の周知及び取得促進に向けた取組を実施する。	総務局	
①パパ職員・イクボス面談実施に向けた説明会の実施 ②新任課長向けイクボス研修の実施 ③新任係長向けプレイクボス研修の実施	①6回 ②1回 ③3回	A	男性が育児や家事に参画することは、女性活躍に資するだけでなく、マネジメント力の向上や多様な経験を通じて視野を広げることにつながる等、男性自身のキャリア形成等にも重要であることから、男性育休取得促進と合わせて、男性の家庭活躍に資する研修を充実させる。	総務局	
職場単位でのテレワーク試行実施	11部署	A	職員が安心して職務に邁進するためには、仕事と生活を両立できる支援制度を十分に活用できる組織風土であることが欠かせないことから、テレワークの本格実施に向けたモバイル端末の整備を進めるなど、今後も、情報通信技術を活用した柔軟な働き方の実現に資する取組を実施する。	総務局	
①新規採用職員研修 ②新任係長向けプレイクボス研修 ③新任課長向けイクボス研修	①1回 ②3回 ③1回	A	職員が育児や介護等のライフスタイルの変化に応じて柔軟な働き方を選択し、いきいきと働きがいをもって活躍できる職場を目指すため、今後も継続して、職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施する。	総務局	

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

具体的政策 (3) 地域活動やボランティア等への参画促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
31301	市民センターで、地域の特色を生かした講座や市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供します。	1	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。
31302	NPO・市民活動への参加を促進するため、「市民活動サポートセンター」を拠点として、市民活動団体の活動支援や育成などを行います。	2	NPO・市民活動に関する相談の受付、情報提供、ネットワークづくりを行う。
31303	退職などをきっかけに地域活動等への参画を支援するため、「生涯現役夢追塾」を開催します。	3	これから高齢期を迎える世代を中心に、今まで培ってきた技術や経験、能力や人脈を活かしながら、退職後も生涯現役として社会貢献活動や経済活動などの担い手として活躍していく人材を発掘、育成する。
31304	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいや健康づくりのため、「年長者研修大学校」における講座等を開催します。	4	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいづくりや健康づくりを促進し、地域活動を担う高齢者の人材育成を図る。 【実施状況】 ①事業開始 周望学舎:昭和54年度、穴生学舎:平成6年度 ②対象者 市内在住の60歳以上の市民 ③講座内容 各学舎15コース(一般コース11、実技コース4) ④定員 周望学舎:546人、穴生学舎:504人 ⑤受講料 年間24,000円
31305	「いきがい活動ステーション」で高齢者の参加しやすいボランティア・生涯学習情報等の収集・提供等を実施します。	5	①高齢者の参加しやすいボランティア・生涯学習情報等の収集・提供 ②福祉施設等に働きかけ、高齢者ボランティアの受け入れを促進 ③関係機関との連絡、調整 ④「いきがい活動ステーション」の運営
31306	高齢者のボランティア活動や地域活動への参画を促進するため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの活動支援や育成などを行います。	6	地域福祉の振興を図り、ボランティア活動に対する市民の理解と活動への参加促進を図ることを目的に、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの育成、コーディネート、活動支援、関係機関との連携による情報収集・発信等のボランティア活動支援を行う。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	①124,765人 ②899講座	A	地域課題や現代的課題(社会的課題)等の解決を目指す講座の開催を増やす必要があり、講座の受講生の中から新たに地域活動をリードする人材を発掘していく必要がある。	市民文化スポーツ局	
①NPO市民講演会参加者数 ②NPO入門セミナー参加者数 ③NPO活動発表会開催回数 ④税務相談開催回数 ⑤入門説明会開催回数	①60名 ②96名 ③11回 ④20回 ⑤15回	A	市民活動を促進する講座の実施や情報提供の充実を図っていく。	市民文化スポーツ局	
入塾者数	22人	A	今後も生涯学習を通じた生きがいづくりの場、地域活動を担う人材育成の場としての取組を継続する必要がある。	保健福祉局	
活動実績 ①受講者数 ②延利用者数	①955人 ②61,508人	A	今後も情報企画力、問題発見力等を養う講座を通じて地域貢献活動、社会貢献活動を担う人材育成に取り組む必要がある。	保健福祉局	
活動実績 ①ボランティア等の募集情報 ②ステーション利用者数 ③HP,Facebook利用件数 ④メディア露出件数 ⑤マッチングを行った件数 ⑥活動に繋がった件数 ⑦講座・サロン実施数 ⑧体験活動実施数	①112件 ②3,698人 ③19,655件 ④20件 ⑤87件 ⑥36件 ⑦50件 ⑧23件	A	高齢者の社会参加やいきがいづくりを促進するため、今後も高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供などに取り組む必要がある。	保健福祉局	
①ボランティア登録団体数 ②ボランティア登録人数 ③ボランティアに関する相談件数	①669団体 ②22,858人 ③31,039件	A	地域包括ケアシステムの構築や、多様化する地域のニーズに対応するため、地域の生活支援力の強化に取り組み、関係機関・団体との協働による情報提供やコーディネート等、より効率的な活動支援を図っていく。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
31307	65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	7	65歳以上の高齢者が特別養護老人ホームなどの介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる事業を実施する。
31308	小・中学校特別支援学級合同スポーツ大会において、高齢者のボランティアに審判を依頼し、児童生徒との交流を図ります。	8	小学校特別支援学級合同スポーツ大会「風船バレーボール大会」の審判ボランティアとして「風船バレー普及ボランティアやまびこ」の年長者に参加してもらい、学校職員及び児童との交流を図る。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①介護支援ボランティア登録者数 ②受入施設登録数	①2,118人 ②392件	B	今後も登録者、受入施設の増加等に向けた取組みを行う。	保健福祉局	
区毎のボランティア参加人数	門司区 7名 八幡西区 19名 ※他区は ボランティアなし。	B	各区ごとに大会を企画し、ボランティア団体に協力を得て実施する。	教育委員会	

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

具体的政策 (1) 子育て環境の整備、充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
32101	待機児童の解消を図るため、地域の保育需要の推移を踏まえて、保育所の整備を実施します。	1	保育所入所児童数や地域の保育需要の推移を踏まえ、年間を通じた待機児童の解消を図るため、保育所が不足する地域の民間保育所の新設及び老朽改築にあわせた定員増を行う。
32102	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育や延長保育などの保育サービスを実施します。	2	①特別保育事業 保護者の就労形態の多様化等に対応するための延長保育や保護者のパート就労や冠婚葬祭等の理由により、一時的な保育所での保育、休日に子どもを預かる保育などを実施する。 ②病児保育 病児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児保育を実施する。また、パンフレットの配布やモノレール各駅へのポスター掲示等の広報を行い、利用促進を図る。
32103	児童の放課後の安全確保と保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実を図ります。	3	市民ニーズに応えられる放課後児童クラブの運営内容を確保するため、運営団体に対する研修会の実施、開設時間の標準化の推進等により、運営体制の充実を図る。また、児童への対応を充実させるため、適切な支援員等の数を配置するとともに、研修の充実、支援員等相互の交流や情報交換、特別な配慮を要する児童などの対応を支援するための臨床心理士等の巡回派遣を行い、支援員等の資質向上を図る。
32104	仕事の都合や子どもの軽い病気の際に、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスを実施します。	4	仕事の都合や子どもの軽い病気の際に、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスの充実を図る。
32105	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を区役所や児童館などで運営します。	5	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができるスペースを既存の公共施設を活用しながら、区役所や児童館などで運営する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①入所定員の拡大 ②既存保育所の増改築等 ③新規保育所の開設	①139人 ②2箇所 ③0箇所	A	一部地区では、年度途中から待機児童が生じており、更なる入所定員の拡大に向けて、「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」に基づき、老朽改築に合わせ定員増を行うなどにより、保育の受け皿の拡充を行う。	子ども家庭局	
①特別保育等利用児童数 ・延長保育 ・夜間保育 ・休日保育 ②病児保育施設数	① ・15,029人/年 ・578人/年 ・2,084人/年 ②12箇所	A	①特別保育事業 利用者の動向を踏まえながら事業を継続する。 ②病児保育 令和6年度末までに2施設の新規開設を行い、計14施設での事業拡大を目指す。	子ども家庭局	
①クラブ登録児童数 ②施設整備クラブ数 ③臨床心理士等派遣回数	①12,575人 ②10ヶ所 ③延べ293回	B	放課後児童クラブの運営体制を充実させるため、施設整備やクラブによる自己評価を行う。 また、児童への対応について、支援員等への研修内容の充実、臨床心理士等の巡回派遣による特別な配慮を要する児童への支援を行う。	子ども家庭局	
(1)会員数 ①提供会員人数 ②両方会員人数 ③依頼会員人数 ④合計人数 (2)活動件数	(1)会員数 ①639人 ②184人 ③2,506人 ④3,329人 (2)活動件数 7,569件	A	身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進める。また、子育て家庭の状況に応じて、必要な人に必要な経済的支援を適切に行う環境づくりを進める。	子ども家庭局	
親子ふれあいルーム利用者数(保護者)	24,377人	B	親子ふれあいルームの質の向上や更なる利用促進を図っていくため、効果的なスタッフ研修を行うとともに、地域との更なる連携を推進するなど、魅力あるルームの運営に取り組む。 新型コロナウイルス感染症対策として、検温や使用した玩具等の消毒を徹底していく。	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
32106	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	6	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
32107	「子育て支援サロン”びあちえーれ”」で、子どもを持つ親の子育てや就労、生活等についての相談に応じます。	7	①子育てに関する相談事業 ②育児講座の開催
32108	子どもの成長に応じた情報を手軽に入手できるよう情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」により情報提供します。	8	子育て中の方が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、「こそだて情報」の内容の充実を図るとともに、ホームページ「子育てマップ北九州」を活用した情報提供を行い、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届くように取り組む。
32109	乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。	9	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行う。
32110	家族・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図るために、「わらべの日」(子育て支援の日)事業を実施します。	10	中学生以下の子どもを連れた家族や団体等が、協力施設・店舗を利用すると、割引やサービスを受けることができる「わらべの日」(毎月第二日曜日)を設け、子どもと親がふれあう機会を拡大し、家庭・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図る。 ※指定管理者の事業として実施する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
相談件数	81,681件	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き続き、関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
①子育てに関する相談件数 ②育児講座年間実施数	①1,034件 ②10回	A	今後も子育て相談に対応する体制を整え、関係機関との連携もさらに深め、情報収集を行いながら、子育て支援の充実を図る。	子ども家庭局	
①「こそだて情報」発行 ②「子育てマップ北九州」アクセス数	①実施 ②58,752件	A	今後もより多くの方々に活用していただけるよう、「こそだて情報」及びホームページ「子育てマップ北九州」の内容充実に努める。	子ども家庭局	
赤ちゃんの駅の年度末登録施設数	459施設	A	引き続き新規登録施設数の拡大を進める。	子ども家庭局	
わらべの日の年度末登録施設数	286施設	B	登録施設数の増加を図るため、店舗・企業の協力のもと実施する事業であり、いかにして協力を得るか、具体的な方策を検討する必要がある。引き続き、指定管理者と協議しながら登録施設の拡大に努める。	子ども家庭局	

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

具体的政策 (2) ひとり親家庭への支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
32201	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、「母子・父子福祉センター」において、各種相談の受付、就業のために必要な知識や技能を習得するための講座等を実施します。	1	ひとり親家庭や寡婦の生活上の悩みや相談を受けたり、仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。その他各種研修会や催し等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定、福祉の向上を目指す。
32202	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のため、教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」等の利用を促進します。	2	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進する。
32203	ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、就学や技能習得などのための各種資金を貸し付けます。	3	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童(子)の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進する。
32204	ひとり親家庭等に対して、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に支援員を派遣し、家事や保育等の支援を行います。	4	ひとり親家庭や寡婦の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。
32205	市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	5	市営住宅の定期募集において、一般募集枠(抽選)とは別枠で、母子・父子世帯に対し、住宅困窮者募集(点数選考)枠を確保することにより、一般世帯に比べ、優先的な入居の取扱いをする。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
母子・父子福祉センター利用者数	10,446人	A	自立促進のための講座の見直し(入替え、時期、時間帯など)を図り、受講者数の増加を目指す。 様々な機会を通じて母子・父子福祉センターをPRし、利用者数の増加を目指す。	子ども家庭局	
受給者数	164人	A	事業を継続し、あらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。	子ども家庭局	
貸付件数	67件	A	母子家庭等の生活の安定と向上を図るため、引き続き、貸付事業を継続実施する。	子ども家庭局	
派遣件数	515件	A	母子家庭等の生活を支援するため、事業を継続実施する。	子ども家庭局	
住宅困窮者募集の「母子・父子世帯」向け枠の確保 ①実績戸数 ②応募件数	①実施戸数 115戸 ②応募件数 320件	A	今後も継続的に、母子・父子世帯向けの募集戸数を確保していく。	建築都市局	

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

具体的政策 (3) 高齢者・障害者等の支援の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
32301	認知症に対する理解を深めるため、企業等の従業員に対して「認知症サポーター養成講座」を実施します。	1	企業等の事業者に対して、従業員に対する認知症サポーター養成講座の実施について積極的な働きかけを実施する。
32302	仕事と介護の両立を支援するため、地域包括支援センターで情報提供を行います。	2	企業等の事業者に対する、仕事と介護の両立への一層の理解と働きかけ(地域包括支援センターでの情報提供)を実施する。
32303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	3-1	障害のある人のための在宅サービス 「ホームヘルプサービス」、「短期入所」、「生活介護」、「訪問入浴サービス」などを実施する。
		3-2	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活をいとなむことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行う。
		3-3	高齢者や障害者に対する家事支援として、企業や市民のボランティアが自宅に出向いて、簡単な力仕事などを行う。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
認知症サポーター講座参加者数	6,904人	B	令和2年度10万人養成を目標に今後も企業等の事業者に対して、認知症について学ぶ機会づくりを働きかけていく。	保健福祉局	
①地域における啓発 ②地域包括支援センターの相談件数	①70,036人 ②211,522件	B	仕事と家庭の両立へ働きかけるため、介護負担や不安を抱える人に対する地域包括支援センターの周知、啓発が課題である。 地域関係者等だけでなく、より早く適切な支援につながるために、産業経済局等の他部局とも連携も図りながら、一層PR活動を強化していくとともに、より身近な相談窓口として、まちかど介護相談室のPRも併せて行う。	保健福祉局	
①居宅系 ②移動支援 ③生活介護 ④短期入所 ⑤日帰りショート ⑥訪問入浴サービス	①2,022人/月 ②86,476時間/年 ③2,915人/月 ④580人/月 ⑤137人/月 ⑥23人/月	A	①③④⑥→今後とも、サービス提供体制の充実や利用者への適切なサービス利用の決定等に努める。 ②→利用者のニーズ把握や国の動向に注視して、事業の充実を図る。 ⑤→今後も委託事業者の増加を図る等、利用者の増加に向けた取組を行う。	保健福祉局	
居宅サービス利用者数(実人数)・・・人/月	32,743人	B	安定した在宅サービスを供給するため、北九州市いきいき長寿プランに沿った支援を行う。	保健福祉局	
①ボランティア登録者数 ②申込件数 ③実施件数	①282人 ②29件 ③21件	B	関係機関等の連携を通して、周知を積極的に行い、ボランティアと利用者の確保を図る。 また、多様化する地域のニーズ解決に向けた地域の生活支援力の向上に努める。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
32303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	3-4	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。
		3-5	介護や福祉用具に関する知識・技術の普及を図るための講座や研修会等を実施する。
32304	介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	4	介護家族の支援のため、家族交流会やコールセンターを通じた悩み事への相談対応、認知症等により見守りが必要な高齢者を介護する家族への支援のため、ボランティア等による訪問事業を実施する。
32305	障害のある人に対して、「障害者基幹相談支援センター」等で相談や情報提供を行います。	5	「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供を行う。
32306	地域包括支援センターを中心に官民協働による相談体制の拡充を図り、高齢者や障害のある人及びその家族にとってより身近な総合相談体制を構築します。	6	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。 (地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の構築)

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
・介護サービス従事者研修事業 ①開催回数 ②受講者数 ・介護サービス相談員派遣事業 ③派遣施設・事業所数 ④派遣回数	①55回 ②1,974人 ③100ヶ所 ④1,314回	B	高齢化の進展に伴い、要援護者や認知症高齢者が増加し、介護サービスに対するニーズも多様化する中、その方々にあった質の高い介護サービスの提供が求められていることから、より充実した内容で実施し、介護サービスの質の向上と介護支援者のスキルアップを図る。	保健福祉局	
介護・福祉用具に関する講座及び研修 ①開催回数 ②受講者数	①92回 ②1,274人	B	指定管理者と適宜協議し、今後も市民ニーズに応じた講座及び研修会等を企画し実施していく。	保健福祉局	
①高齢者見守りサポーター派遣 ②認知症介護家族交流会事業 ③若年性認知症介護家族交流会事業 ④認知症コールセンター事業	①実利用者数13人 延べ利用回数150回 ②開催回数5回参加者数44人 ③開催回数6回参加者数64人 ④相談件数196回	B	今後も介護家族支援を行っていく。	保健福祉局	
相談件数	24,387	B	引き続き、訪問支援(アウトリーチ)など丁寧な相談支援方法をとることにより、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。	保健福祉局	
地域包括支援センターの利用状況 ①来所 ②訪問 ③電話 ④計	①18,748件 ②51,283件 ③136,469件 ④206,500件	B	複合的な問題(認知症、精神疾患、身寄りがない等が重なった状態)を抱える問題等、相談内容が長期化する傾向は続いている。 適切なサービス提供のために関係機関との連携を強化するとともに、地域ケア会議や研修を充実させ、地域包括支援センター職員のスキルアップを図る。 また、「まちかど介護相談室」を活用し、課題の早期発見に努めるとともに、高齢者だけではなくダブルケア問題やヤングケアラー等にも対応するために幅広い年代に地域包括支援センターのPRを行う。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
32307	「高齢者就業支援センター」と「シニア・ハローワーク戸畑」が連携し、高齢者の多様なニーズに応じた転職や再就職を支援します。	7	センター内に併設の関連機関と連携し、生活設計から職業紹介・人材派遣まで多様なニーズにワンストップで応じ、年金等に関するセミナーを実施する。
32308	「北九州市シルバー人材センター」において、高齢者に臨時・短期的な就業を提供することにより、高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進します。	8	高齢者に臨時・短期的な就業を提供している北九州市シルバー人材センター(H24.4.1公益社団法人化)を支援し、就業を通じた高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進する。
32309	「北九州障害者しごとサポートセンター」で、就労を希望する障害のある人の就労を支援します。	9	就労を希望する障害のある人が、可能な限り様々な場における就労の機会が得られるよう、国と県で設置している「北九州障害者就業・生活支援センター」に加え、市独自で「北九州障害者就労支援センター」を設置し、2つのセンターが北九州障害者しごとサポートセンターの名称のもと、北九州地区における就労支援の拠点として一体的に活動している。(平成19年開設。場所:戸畑区汐井1-6ウエルとばた2階)

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
【高齢者就業支援センター】 ①延利用者数 ②就職決定者数 ③セミナー参加者数	①12,916人 ②1,185人 ③867人	A	引き続き、高齢者就業支援センターとシニア・ハローワーク戸畑が連携し、「シニア・ハローワーク」として効果的・効率的なマッチングを図り、中高年齢者の就業支援を行う。	産業経済局	
【シルバー人材センター】 ④会員数 ⑤就業延人員数	④2,944人 (男性: 1,885人 女性: 1,059人) ⑤184,154人	A	高齢者の雇用情勢は依然として厳しく、年金支給開始年齢の引き上げに伴い、就業希望者の増加が見込まれる。引き続き、シルバー人材センターへの支援について取組を進めていく。	産業経済局	
①相談・支援件数 ②新規登録者数 ③就職件数 ④職場訪問による定着支援件数	①9,280人 ②149人 ③94人 ④1,178人	A	障害者雇用促進法の改正により、平成30年度から民間企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、今後も令和3年4月になる前までに0.1%の引き上げが予定されていることから、今後も障害者しごとサポートセンターを拠点として関係機関との連携のもと、さらなる取組を進めていく。	保健福祉局	

施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

具体的政策 (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報啓発

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
41101	地域等における男女共同参画意識の浸透を目指して、「男女共同参画フォーラムin北九州」等の啓発事業を実施します。	1	男女共同参画フォーラムin北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援をする。
41102	あらゆる分野において男女共同参画意識が浸透し、実感できる社会を目指して、男女共同参画に関する講座を実施します。	2	地域、企業、女性団体等と連携しながら広報・啓発を推進する。
41103	地域等における男女共同参画意識の浸透を目指して、市民センターの講座で、男女共同参画に関する講座等を実施します。	3	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。
41104	家庭などにおける男女共同参画意識の浸透を目指して、「家庭教育学級」において、男女共同参画に関する講座等を実施します。	4	家庭教育学級は、親などが家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互学習の中で勉強するもの。 子どもの健全な成長、人格の形成にとって家庭教育は重要な意義を持っており、家庭教育の振興の一環として学級を開設する。 市立幼稚園、小・中・特別支援学校は園・学校毎に開設し、市民センターで実施。直営保育所は各保育所で実施する。 私立幼稚園・保育所については、各連盟に委託し、各園にて実施する。
41105	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。	5	人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」を制作・放送する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人	A	今後も引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発事業を実施する。	総務局	
男女共同参画講座実施回数・参加延べ人数 ①ムーブ(男女共同参画講座・おとこのライフ・キャリア形成) ②レディスもじ(男女共同参画講演会・映画祭) ③レディスやはた(ジェンダーワークショップ・記念講演会・映画祭)	①9回 1,411人 ②4講座 260人 ③11講座 376人	A	受講生のアンケートや社会情勢の変化を踏まえて、より充実した事業実施に努める。	総務局	
①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	① 124,765人 ② 899講座	A	地域課題や現代的課題(社会的課題)等の解決を目指す講座の開催を増やす必要があり、講座の受講生の中から新たに地域活動をリードする人材を発掘していく必要がある。	市民文化スポーツ局	
家庭教育学級開設数	319箇所	A	核家族世帯や共働き世帯の増加等、子どもや家族を取り巻く環境が大きく変化しているため、今後、市民センターが核となって、家庭・地域・学校が連携する仕組みを充実させる必要がある。	市民文化スポーツ局	
①放送期間 ②放送局 ③「女性の権利」を取り上げたシナリオ本数と放送回数 ④ホームページの開設 ⑤シナリオ集・CD、紙芝居DVDの政策と市内の学校や市民センターへの配布、市民への貸し出し等 ⑥youtubeに公開	①令和元年10月21日から令和2年3月8日 ② CROSSFMラジオ、KBCラジオ、RKBラジオ ③3本のシナリオを各4回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施	A	番組ホームページにアーカイブ機能を設け、シナリオを公開するとともに、放送されたシナリオはYouTubeでの視聴も可能にすることにより、視聴者層の拡大を図る。また「女性の権利」をテーマにしたシナリオを継続して採用していく。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
41106	市民が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行うなかで、女性の人権問題を取り上げます。	6	市民が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行うなかで、女性の人権問題を取り上げるもの。 (なお、講座で取り扱う人権課題は、それぞれの地域が抱える、暮らしの中の身近な問題を扱うなど、各センターの自主性を重んじているため、「女性の人権問題」に限定はできない。)
41107	SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を「北九州ESD協議会」を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進します。	7	持続可能な社会の構築を図るため、国連などの世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育(ESD)」を、北九州ESD協議会を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進する。
41108	「男女共同参画センター」において、情報誌やホームページなどで男女共同参画に関する様々な情報を発信します。	8	ホームページやフェイスブック、ムーブメールで施設情報や講座、事業等の最新情報を迅速かつ広範囲に配信する。
41109	本市における男女共同参画や女性活躍に関する市民の意識や課題等を把握するため、調査を実施します。	9	「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①人権市民講座 実施回数 (うち女性の人権を取り上げた回数) 参加者数 ②家庭教育学級 実施回数 (うち女性の人権を取り上げた回数) 参加者数 ③PTA自主講座 実施回数 (うち女性の人権を取り上げた回数) 参加者数	①299回 (81回) 13,930人 ②490回 (100回) 11,724人 ③7回 (0回) 226人 ※数値は 全て延べ 数	B	今後も「女性」のみならず、「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」など、様々な人権問題の中から地域課題に即したテーマを取り上げ、人権講座を実施していく。	教育委員会	
①「ESDの10年」最終年に開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」への参加、九州ESDの提言を発信【H26】 ②北九州ESDアクションプランの策定【H27】 ③新活動体制の整備【H28～】 ④市民センター館長等研修【H24～】 受講者数 ⑤まなびとESDステーションにおける大学生を中心とした地域課題解決のための取組み ⑥地域の活動者を講師とした「まなびと講座」の実施【H28～】 実施回数 ⑦企業向けESD研修の実施【H27～】 実施回数(参加人数) ⑧九州・四国・中国地方の高校生を対象とした「マイプロジェクト」の開催【H27～】	①- ②- ③- ④272名 ⑤実施 ⑥- ⑦4回(217名) ⑧開催	B	今後も、北九州ESD協議会を中心に、SDGs実現に向けた更なるESDの普及に取り組む。既存の市民活動に「ESDの視点で考える」という意識醸成や実践を促し、活動の質の向上を図る。企業への更なる普及推進、新たなステークホルダーの参画に向けた取組を実施する。「北九州ESDアクションプラン」の期間満了に伴い、これまでの活動の成果と課題等を踏まえ、次期アクションプランを策定する。	環境局	
①ホームページアクセス数 ②フェイスブックリーチ数 ③ムーブメール登録者数	①227,510件 ②17,078件 ③374人	A	情報誌で、施設情報や講座、事業等の情報に加え、男女共同参画に関する様々な記事、寄稿文、書籍に関する情報を発信する。ホームページ、フェイスブック、ムーブメールで、最新の情報を随時提供、発信する。	総務局	
「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施	-	A	5年に一度の実施予定であり、次は令和4年度	総務局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
41110	第4次基本計画に掲げる施策の実施状況を把握するため、報告書を作成します。	10	第4次基本計画に掲げる施策の実施状況について、関係各課に調査を行い、報告書を作成し、公表する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
実施状況報告書の作成、公表	実施	A	引き続き実施状況報告書の作成及び公表を行う。	総務局	

施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

具体的政策 (2) 男女共同参画の啓発を進める市民団体等への活動支援

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
41201	「男女共同参画フォーラムin北九州」等の開催支援など、地域での広報・啓発事業を実施する、「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。	1	男女共同参画フォーラムin北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援をする。
41202	地域で男女共同参画に取り組んでいるNPOなどの団体と協力し、地域における「男女共同参画に関する広報啓発事業」を実施します。	2	地域で男女共同参画に取り組んでいるNPOなどの団体と協力し、地域における「男女共同参画に関する広報啓発事業」を実施する。
41203	「男女共同参画センター」のムーブフェスタで、市民が企画する男女共同参画に関する意識を高めるための活動を支援します。	3	働く場、地域などあらゆる場において男女共同参画の視点に立った意識が浸透し実感できる社会を目指して、市民の自主的な研究・実践活動を積極的に支援する市民企画事業を中心に、講演会、イベント等の事業を実施する。
41204	男女共同参画社会の形成やSDGs(持続可能な開発目標)の達成に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。	4	<p>【調査・研究事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究報告会の開催 ・KFAWアジア研究者ネットワークセミナーの開催 ・研究誌『アジア女性研究』の発行 ・KFAW調査研究報告書の発行 <p>【交流・研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア女性会議—北九州の実施 ・国際セミナーの実施 <p>【情報収集・発信事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『Asian Breeze』の発行 ・ホームページ・フェイスブックでの情報発信 <p>【国際研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA研修「行政官のためのジェンダー主流化政策」実施

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人	A	今後も引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発事業を実施する。	総務局	
地域における広報啓発事業 ①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,118人	A	引き続き、地域で活躍する団体と協力し広報啓発事業を行う。幅広い層の市民の参加を促すために効果的な事業広報を行う。	総務局	
①市民企画事業数 ②主催事業数 ③参加者数	①107事業 ②5事業 ③53,218人	A	主催事業はいずれも来場者の満足度は高く、市民企画事業数、ムーブフェスタ全体の参加者数も高い水準を維持している。今後も、引き続き、幅広い市民の参加を促し、男女共同参画に関する意識を高めるための活動支援を行う。	総務局	
①研究報告会の実施回数、参加者数 ②ネットワークセミナーの実施回数、参加者数 ③アジア女性研究の発行部数 ④調査研究報告書の発行部数 ⑤アジア女性会議の実施回数、参加者数 ⑥国際セミナーの実施回数、参加者数 ⑦『Asian Breeze』の発行部数 ⑧アクセス数 ⑨JICAの研修回数、参加者数	①0回 0人 (コロナの為、延期) ②1回 36人 ③500部 ④3誌 300部 ⑤1回 150人 ⑥5回 365人 ⑦2回 3,000部 英語1,000部 ⑧403,075件 ⑨2回 18人	A	【調査・研究事業】 KFAW客員研究員による調査研究を行うとともに、KFAWアジアジェンダー研究者ネットワーク活動を充実させる。 また、第4次北九州市男女共同参画基本計画の5つの柱とその施策の方向に沿った調査・研究や事業を実施し、成果を市民に還元する。 【交流・研修事業】 【情報収集・発信事業】 第4次北九州市男女共同参画基本計画の5つの柱とその施策の方向に沿った国際的かつタイムリーなシンポジウム、セミナーの開催や情報発信、及び国際研修を実施する。また、幅広い層の市民の参加を促すために効果的な広報を行う。	総務局	

施策の方向 2 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的政策 (1) 男女共同参画に関する男性の理解促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
42101	多様な働き方の実現のため、企業への出前セミナーを実施します。	1	これから女性活躍に取り組む企業を対象としたセミナーやコンサルティング、企業の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護等)の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接企業に派遣するなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。
42102	「男女共同参画センター」で男性にとっての男女共同参画の意義を広く啓発するため、講演会などを実施します。	2	各種団体等からの依頼に応じ、テーマに沿った男女共同参画講座を実施し、性別による固定的役割分担意識の解消等についての理解促進につなげる。
42103	「男女共同参画センター」で男性のための電話相談を実施します。	3	平成25年12月より、男性臨床心理士による男性のための電話相談を月に2回、各2時間開設し、生き方や家族、仕事についての悩みなどの相談に応じる。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
企業向け出前セミナー等への講師等派遣	37回	A	平成28年4月に施行(令和元年5月一部改正)された女性活躍推進法を踏まえ、企業等の多様な働き方が実現できる職場環境づくり等、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進の取組にさらに働きかけていく。事業の実施にあたっては、より多くの企業の関心を集めるよう効果的なPRを行う。	総務局	
講師を派遣し、男女共同参画の推進を含めた講演等を実施回数、参加人数	7件 270人	B	コロナウイルス感染症の問題もあり、昨年度実施より減少した。講座自体については大変好評であり、PRにより認知を広め、件数を伸ばす。	総務局	
電話相談件数	69件	A	男性の相談は、増加傾向にあり、ニーズが高いと考える。今後も相談窓口の広報に努め、市民への周知を図る。	総務局	

施策の方向 2 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的政策 (2) 男性の家事育児、介護等家庭生活への参画促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
42201	子育て中の夫婦を対象に、育児と仕事の両立のために夫婦の協力的体制づくりを支援する講座を実施します。	1	夫婦が互いに協力・信頼し合い、我が子により良い家庭環境を創り出していけるように、夫婦の対話の手法を学び、実際に体験する講座を実施する。
42202	男女の性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象とした講座を開催します。	2	固定的な男女の性別役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象に様々なテーマで講座を開催する。
42203	父親や祖父が子育てに関する基本的な知識や技能を取得できる講座を開催します。	3	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事が休みの日に沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。
42204	出産・育児を夫婦が協力して取り組めるよう、「両親学級」を開催します。	4	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事が休みの日に沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。
42205	「家庭教育学級」で男女共に子育てについて学ぶ講座等を実施します。	5	家庭教育学級は、親などが家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互学習の中で勉強するもの。 子どもの健全な成長、人格の形成にとって家庭教育は重要な意義を持っており、家庭教育の振興の一環として学級を開設する。 市立幼稚園、小・中・特別支援学校は園・学校毎に開設し、市民センターで実施する。直営保育所は各保育所で実施する。 私立幼稚園・保育所については、各連盟に委託し、各園にて実施する。
42206	市民センター等における「生涯学習市民講座」で、男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座を実施します。	6	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目指す講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
実施回数・参加人数	1回 21人	A	夫婦の間で抱えている問題や課題などについて話し合うことにより、夫婦間での認識のずれ・今後の課題などについて、お互いに確かめ合うことができる講座を引き続き実施していきたい。	総務局	
男性向け講座数・参加延べ人数 ①ムーブ(エプロン・おとこの魅力アップ・介護・父と子の料理) ②レディスもじ(男性セミナー) ③レディスやはた(男性セミナー)	①14講座 718人 ②開催せず ③2講座 124人	B	受講生のアンケート結果を踏まえながら、男性の男女共同参画に対する理解の促進や固定的役割分担意識の解消につなげるため、より充実した内容の事業の実施に努める。	総務局	
①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,063人	A	核家族化が進み、育児環境が変化する中で、出産や育児の負担が母親のみにかからないよう、夫婦で協力して育児に取り組む大切さを認識する機会になっていることから、今後も継続して事業を実施する。	子ども家庭局	
①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,063人	A	核家族化が進み、育児環境が変化する中で、出産や育児の負担が母親のみにかからないよう、夫婦で協力して育児に取り組む大切さを認識する機会になっていることから、今後も継続して事業を実施する。	子ども家庭局	
家庭教育学級開設数	319箇所	A	核家族世帯や共働き世帯の増加等、子どもや家族を取り巻く環境が大きく変化しているため、今後、市民センターが核となって、家庭・地域・学校が連携する仕組みを充実させる必要がある。	市民文化スポーツ局	
①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	①124,765人 ②899講座	A	地域課題や現代的課題(社会的課題)等の解決を目指す講座の開催を増やす必要があり、講座の受講生の中から新たに地域活動をリードする人材を発掘していく必要がある。	市民文化スポーツ局	

施策の方向 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

具体的政策 (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
43101	若い世代が男女の固定的な役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。	1	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。
43102	子どもの頃から性別にかかわらず個性と能力を発揮していけるよう、小・中学生向けの人権教育教材集・副読本を各学校に配布し、活用を図ります。	2-1	次世代を担う子どもや若い世代が性別に関わらず個性と能力を発揮していけるよう、小・中学生向けの副読本(小学生用「レッツ」・中学生用「ひびき愛」)の作成及び配布を行う。
		2-2	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。
43103	学校で性別にとらわれずに活動するため、児童生徒等の名簿の男女混合化を推進します。	3	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
家庭科学習を通して、男女が協力して生活することの重要性、家庭生活での男女の望ましい役割分担について理解し、男女平等意識の育成を図るため、研修会等で指導を行う。 学校の諸活動において、男女平等意識に基づいた役割活動の指導を行う。	実施	A	今後も取組を継続していく。	教育委員会	
①改訂 ②配布	①一部改訂 ②全校配布	A	引き続き、小中学校に副読本の配布を行い、教育委員会と協力して学校での活用を図る。令和3年度に全面改訂実施予定。	総務局	
副読本「レッツ」(小学校用)「ひびき愛」(中学校用)については、各教科の学習等で取り扱うことができるよう活用の手引きを合わせて配布する。また、道徳科の授業でも取り扱うことができるよう年間指導計画にも位置付けられるようにする。	実施	A	今後も活用を研修会等で促していくなどの取組を継続する。	教育委員会	
個別的な人権課題である「女性」等についても取り上げ教材化した人権教育教材集「新版いのち」を各学校に配布し、活用する。(H27年度より) 「新版いのち」の活用率 目標:小・中学校100% 実績:小・中学校100%	活用率: 100%	A	各学校において、人権教育教材集「新版いのち」の活用を推進する。	教育委員会	

施策の方向 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

具体的政策 (2) 男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
43201	新女子中学生を対象に理工系の仕事や学問に興味をもってもらうための体験プログラム「リケ女部！」を実施します	1	女性の理工系分野への関心を高め、将来の進路選択の一つとなることを目的とした女子中学生向け理工系体験プログラム「リケ女部！」を実施する。
43202	新市内の大学生等を対象に、性別にとらわれず一人ひとりの能力を発揮できる生き方や働き方について考えるきっかけとなる出前講座「キャリア形成プログラム」を実施します。	2	大学生を対象に、卒業後の進路や働き方を決めるにあたって役に立つ情報の提供と、自分の生き方・働き方を考えるきっかけとなるプログラムを外部講師を招聘して実施する。
43203	早い段階からの職業観の醸成や各自に合った職業選択へと導くため、キャリア教育イベント「北九州ゆめみらいワーク」の開催や、高校生就職応援マガジン「Soda！」を作成・配布します。	3	①高校生就職応援マガジン「Soda！」作成及び配布 ②北九州ゆめみらいワークの開催
43204	性別にとらわれない職業意識を醸成するため、中学校で「職場体験」学習などを実施します。	4	若い頃からのキャリア形成や経済的自立など多岐にわたる女性のチャレンジに対して、各々のライフステージに応じた広報・啓発、情報提供を行う。
43205	若年層の啓発パンフレットを作成し、出前講演などの際に配布します。	5	高校生・大学生等若年層向けに作成している啓発パンフレットを出前講演などの際に配布する。
43206	キャリア形成につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	6	学校で実施されている「授業参観日」とは逆に、夏休みなどの長期学校休日を利用して、子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組である「子ども参観日」を市役所、民間企業等で実施する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
「リケ女部！」参加企業数 ※内容は年度ごとに異なる	10社	A	引き続き「リケ女部！」を実施し、一層理工系分野の魅力を伝えるとともに、将来にわたっての多様な働き方の実現をさらに推進する。	総務局	
①実施回数 ②参加人数	①7回 ②1,164人	A	各講師によって、学部に合わせて内容で講義を行っており、理解度・満足度の評価も高い。今後も時代の変化にあった内容を取り入れ、大学生のニーズに応じた講義を行っていきたい。	総務局	
①作成部数 ②参加人数	①5,000部 ②7,504人	A	①R1年度は例年どおりの部数を作成。R2年度については、高校生が読みやすいように冊子の中身を工夫することを検討。 ②R1年度は参加人数は前年度を大きく上回り目標を達成した。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難なため動画配信を行い、次年度からは感染症対策を踏まえたイベントを検討していく。	産業経済局	
実施状況(市内62校) ①職場体験学習 ②農業宿泊体験学習 ③実施率	(農村民泊体験も職場体験委に含む。)実施率100%	A	今後、地域の企業や職業人を活用し合キャリア教育の取組を推進していく必要がある。	教育委員会	
若年層向けパンフレット「ワリかん?!」の配布	配布	A	若年層に向けた出前講演や男女共同参画フォーラム等で配布する。パンフレット作製から10年程度経過しているため、改定を検討する必要がある。	総務局	
①子ども参観日の実施(市役所) ②子ども参観日の実施(民間)	①1回 ②7社	A	市役所においては、人事異動年数を考慮して、3年に1回の開催とするが、開催の際には、働く親の職場見学や、SDGs等市の取組の講演等を通して家庭・職場双方の理解につなげる。 民間企業には、より多くの企業に実施してもらおう、啓発を強化していく。	総務局	

施策の方向 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

具体的政策 (3) 子どもの健康教育・デートDVに関する理解の促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
43301	デートDV防止に取り組んでいる民間団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進します。	1	デートDV防止に取り組んでいる団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進する。
43302	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。	2-1	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にしている健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議する。 また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施する。
		2-2	思春期保健連絡会に参加している。
		2-3	北九州市立小・中・特別支援学校に助産師を講師として派遣し、「生命の尊重」に加え、児童生徒の発達段階に応じて、「思春期における心身の機能の発達」についてや「性感染症」等について学習する機会としている。
		2-4	思春期の児童生徒とその保護者等に対して、健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図る。
43303	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けて男女共同参画の理解を促進します。	3	健康教育に関わる年間指導計画を教育指導計画の中に位置付ける。幼児児童生徒の実態や保護者や地域の実情を十分に考慮するとともに、各教科との関連を図る。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
デートDV予防教室 ①実施回数 ②参加人数	①21回 ②3,340人	A	引き続き、団体と協力してデートDV予防教室を実施し、若年層に対するデートDV予防の広報啓発に努める。	総務局	
①思春期保健連絡会の開催件数 ②思春期健康教室の開催件数	①1回 ②132回	A	思春期保健連絡会等で関係機関と連携を図り、思春期保健の課題等について協議を続ける。また、協議結果を踏まえ、小中学生等を対象とした思春期健康教室を効果的に実施する。	子ども家庭局	
思春期保健連絡会議への参加	不参加	B	令和元年度は新型コロナウイルス感染症対応のため出務できなかったが、資料請求し、情報共有を図った。 今後も各団体との情報交換・収集に努める。	保健福祉局	
小・中・特別支援学校での実施回数	132回	A	引き続き、小中学生等を対象とした思春期健康教室を効果的に実施する。	子ども家庭局	
①小・中学校における性に関する指導の実施校割合 目標:100% ②小・中学校における健康教育の実施校割合 目標:100%	①100% ②100%	A	現状維持で継続する。現代社会における性に関する情報の氾濫を受けての、小中学生の性に関する意識や行動の変化を多角的に取り込んでいく必要がある。今後も、最新の情報をもとにした指導が実施できるよう、研修等を通じた指導の充実を図っていく。	教育委員会	
健康教育に関わる年間指導計画を教育指導計画の中に位置付け 目標:小・中学校100% 実績:小・中学校100%	100%	A	健康教育に関わる年間指導計画を、各学校において立案し、幼児児童生徒の実態や保護者や地域の実情に応じた指導の充実を図る。	教育委員会	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
43304	児童生徒がインターネットを通じた様々なトラブルに巻き込まれることを予防するため、啓発等に取り組みます。	4-1	青少年がSNSをはじめとしたコミュニティサイトなどをきっかけとする事件に巻き込まれないように、啓発事業を実施する。
		4-2	児童生徒がインターネットを通じたトラブルに巻き込まれることを予防するため、インターネット上のサイト等における不適切な書き込みを把握するとともに、教員の対応力の向上を図る。また、リーフレットを作成し、保護者等への啓発に取り組む。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
<p>①非行防止教室の開催(初発型非行・薬物乱用防止・ネット被害防止) 中学校在学期間中に一度は非行防止教室を受講するように3年間で市内を一巡する。</p> <p>②啓発リーフレットの作成・配布 市内小学校4年生～中学校3年生までの児童・生徒、保護者を対象に65,000枚作成。(内62,290枚を各学校に配布)</p> <p>③街頭ビジョンによる啓発CMの放送 春季・夏季・冬季の長期休暇期間中に、小倉北区市街地の街頭ビジョンで放映。</p>	<p>①実施回数 小倉北区・小倉南区の全24校</p> <p>②配布(枚) 小学校 31,480 中学校 29,000 特支学校 1,810</p> <p>③総放映回数 夏季 1,440 冬季 1,440 春季 1,368</p>	A	引き続き啓発事業を行うとともに、(仮称)メディア・リテラシー向上協議会を設置し、スマートフォン等による、インターネットの適正利用について課題を有する子ども・若者を支援するためのネットワークの整備を行う。	子ども家庭局	
スマートフォンの利用について家庭内でのルールがある児童生徒の割合	小5: 58.4% 中2: 67.0%	B	監視ができないSNS内でのトラブルの増加を踏まえ、利用実態の把握に努めるとともに、児童生徒のネットリテラシーの向上を図る。また、安全にスマホ・インターネットを利用するために、PTAや関係部局等と一層の連携を図りながら、家庭でのルール作りやフィルタリングの設定など、適正な利用がなされるよう保護者に対して効果的な啓発を行っていく必要がある。	教育委員会	

施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進

具体的政策 (1) 男女共同参画の視点や人権に配慮した地域防災対策の推進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
44101	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大に努めます。	1	防災対策に関する方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大を図る。
44102	自主防災組織での女性の参画を推進するため、各種研修会等への参加を促します。	2	福岡県女性防火クラブ連絡協議会が開催する各種研修会等への参加
44103	安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図ります。	3	防災対策の推進にあたり、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図る。
44104	乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営などに取り組みます。	4-1	①熊本地震における避難所の状況や課題を精査し、「女性の視点」等も重視した「避難所運営マニュアル」の改訂 ②女性や子育て世代に配慮した備蓄物資の充実強化 ③避難所運営に関する出前講演(HUG含む)
		4-2	大雨等の災害時に通常の予定避難所で受け入れ困難な妊産婦等を受け入れるため、市内東西の子育て支援施設(東部:子育てふれあい交流プラザ、西部:子どもの館)に「妊産婦・乳児避難所」を必要に応じて開設する。
44105	大規模災害発生時等に女性相談窓口を設置します。	5	災害時には各都市の男女共同参画センターと連携を取り、情報収集をする。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
女性委員の割合	41.8%	B	引き続き、各機関・各団体等からの協力を得ながら、女性参画率の向上を目指す。	危機管理室	
福岡県女性防火クラブ連絡協議会研修会等へ参加し、男女共同参画の視点を取り入れた火災予防普及啓発に取り組む	研修会に参加	A	これまでどおり、福岡県女性防火クラブ連絡協議会研修会等へ積極的に参加する。	消防局	
出前講演の実施	84回	A	引き続き、出前講演等を通じて、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を推進する。	危機管理室	
①「避難所運営マニュアル」の改訂 ②ミルク、哺乳瓶、おむつ、おしりふき、生理用品、パーテーションの購入 ③出前講演の実施	①— ②備蓄完了 ③20回	A	引き続き、備蓄物資の充実強化等を通じ、地域住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を推進する。	危機管理室	
妊産婦・乳児避難所として開設する場合に備え、施設及び施設が入居している建物管理者などと体制や備蓄品について確認。	避難所開設実績なし	A	開設する基準や体制等について適宜見直しを行う。危機管理室や各区防災担当との連携を行っていく。	子ども家庭局	
大規模災害時に防災相互支援システムにより、全国の男女共同参画センターと情報交換などの連携をとる。	実施機会なし	D	災害発生時には各都市の男女共同参画センターとの連携を漏れなくとり、女性相談者へ適切な対応をとる。	総務局	

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (1) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51101	DVやデートDVに関する理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	1	DVやデートDV予防啓発カードを市民センターや区役所、市役所本庁舎等公共施設に設置する。また、出前講演や学校等の要望に応じてデートDV予防啓発リーフレットを配布する。さらに、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)に連動してムーブ1階交流広場において「デートDVについて知ろう！」のパネル展示を行う。
51102	デートDVに関する理解を促進するため、高校生・大学生等若年層に対するデートDV予防教室を実施します。	2	デートDV防止に取り組んでいる団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進する。
51103	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)に合わせ、期間中に様々な啓発活動を実施します。	3-1	①女性への暴力ゼロ特別講座 ②女性への暴力ゼロホットライン ③福岡県内男女共同参画センター共同DV防止キャンペーン
		3-2	女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、新聞やフリーペーパーなどで広報を行う。
		3-3	毎年、内閣府の「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、福岡県弁護士会北九州部会と共催で、弁護士や相談室相談員、各区役所子ども・家庭相談コーナー相談員等による電話相談(ホットライン)を実施している。 ①女性への人権侵害相談ホットライン ②女性への暴力ゼロホットライン ③性別による人権侵害相談

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
パネル展示 デートDVファシリテーター・フォ ローアップ講座	実施	A	予防啓発カードの設置、パネル展示やリーフレットの配布は引き続き実施する。デートDVは、今後もファシリテーターと連携し、予防につながる講座等を開催する。	総務局	
デートDV予防教室 ①実施回数 ②参加人数	①21回 ②3,340人	A	引き続き、団体と協力してデートDV予防教室を実施し、若年層に対するデートDV予防の広報啓発に努める。	総務局	
①講座参加人数 ②ホットライン相談件数 ③DV防止のチラシとノベルティを配布(JR小倉駅改札前広場)	①25名 ②18件 ③実施	A	今後も、DV被害者が、早期に相談や支援につながるよう、さらなる周知に努めていく。	総務局	
①新聞 ②フリーペーパー	①4件 ②1件	A	引き続き、新聞、フリーペーパーによる広報を実施する。	総務局	
①女性への人権侵害相談ホットライン ②女性への暴力ゼロホットライン ③性別による人権侵害相談総数 (電話相談件数、面接相談件数)	①12件 ②6件 ③102件	A	引き続き、福岡県弁護士会北九州部会等と連携し、人権侵害に関する相談対応を進めていく。	総務局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51104	市政だより、市政テレビ、SNS等、様々な媒体を通じて、女性の人権問題等に関する広報・啓発活動を行います。	4	市政だより、市政テレビ、市政ラジオや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の人権問題等に関する情報を発信する。
51105	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。(再掲)	5	No.41105の再掲
51106	人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するため、幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進します。	6	幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進する。
51107	人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するため、保育所の職員、学校の教職員等に対して人権研修を実施します。	7-1	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催 ②人権同和保育推進のために研修会に参加
		7-2	保育所の職員及び学校の教職員等に対して人権教育に関する研修を実施する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
市政だより、市政テレビ、市政ラジオや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の人権問題等に関する情報を発信した。	実施	B	現状維持で継続	広報室	
No.41105の再掲			No.41105の再掲	保健福祉局	○
各学校・園においては、人権教育は教育活動の基盤であるとの認識に立ち、幼児児童生徒の発達段階に即して、教育活動全体を通じて推進する。人権教育指導資料「あそぼう」、人権教育教材集「新版いのち」、「明日への伝言板」等を活用し、幼児児童生徒の興味関心を高め、創意工夫された人権学習を行う。	各種資料、教材を活用した人権学習100%実施	A	人権教育教材集「あそぼう」(幼児用)、「新版いのち」(小・中学生用)、その他視聴覚教材等を活用して人権教育を推進する。	教育委員会	
①北九州市家庭支援推進保育研修会開催数、参加人数 ②参加人権等研修数、参加人数	①1回、90人 ②9研修、34人参加	A	特に配慮を必要とする子どもと保護者の支援に取り組み、ケース検討・事例研究を行い、保育の質の向上のため研修会の開催を継続する。	子ども家庭局	
「人権教育ハンドブック」を活用した研修の実施 目標:100% 実績:100%	実績: 92.4%	B	市内全校種で、人権教育ハンドブックを活用した教職員の人権研修を実施する。	教育委員会	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51108	民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者に対して、人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するための啓発を実施します。	8	年1回、地域の民生委員の代表である地区会長に対して、重要課題のひとつである人権問題を中心に、昨今の福祉課題を的確にとらえる研修を実施する。 また、各地区において伝達研修を行い、全民生委員への周知を図っている。
51109	保育所の職員や教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者へのDV被害に関する啓発、周知を行い、DV被害者の子どもの早期発見に努めます。	9	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催 ②人権同和保育推進のために研修会に参加
		9-1	・教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者が、子どもの観察や地域や関係機関からの情報により、DV被害者の子どもの早期発見に努める。 ・指導第二課教育相談・連携ラインの区担当指導主事が、学校訪問による教室巡回や、気になる幼児児童生徒について校・園長との情報公開を行い、DV被害を受けている子どもの早期発見に努める。状況によっては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携しながら実態の把握を行う。また、生徒指導主事・主任会議において、区担当指導主事が関係機関との連携に関する指導助言を行う。 ・担当課長及び指導主事、スクールソーシャルワーカーが北九州市要保護児童対策地域協議会及び各区要保護児童対策実務者会議に参加し、各機関との連携を図る。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①研修日 ②参加者数 ③研修テーマ	—	E	令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。 今後も新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、研修や会議の機会を通じ、人権意識の高揚を図っていく。	保健福祉局 子ども家庭局	
①北九州市家庭支援推進保育研修会開催数、参加人数 ②参加人権等研修数、参加人数	①1回、90人 ②9研修、34人参加	A	特に配慮を必要とする子どもと保護者の支援に取り組み、ケース検討・事例研究を行い、保育の質の向上のため研修会の開催を継続する。	子ども家庭局	
適切な対応の実施	実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・園から各区の子ども家庭相談コーナー又は子ども総合センターへの情報提供を円滑に行い、早期発見、早期対応に努める。 ・管理職研修会、生徒指導主事主任会議、指導主事の訪問等の機会を通して、学校・園の組織的対応のあり方、関係機関との連携、危機管理意識の徹底等について指導助言を行っていく。 ・学校・園及びスクールソーシャルワーカーと関係機関のより一層の連携を図る。 	教育委員会	

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (2) DV被害相談体制の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51201	「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナーでの相談体制の充実を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」に統括指導員(スーパーバイザー)を配置します。	1	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員を配置する。
51202	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	2	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
51203	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。	3	民生委員・児童委員は、特に福祉分野(高齢者・障害のある方・子どもなど)の分野で相談に対応し、助言・援助・必要な情報提供などを行う。地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域を見守る。
51204	高齢者、障害のある人など、相談者の状況に応じて、関係機関が連携して対応します。	4-1	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等との連携による対応を行う。
		4-2	「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供を行う。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
統括指導員1名を継続配置	配置	A	統括指導員のスキルを向上させるとともに、各区子ども・家庭相談コーナー相談員との連携を図る。	子ども家庭局	
市が主催する新任者・主務者研修及び福岡県女性相談所の研修等への参加。	研修実施及び参加	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き続き、関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
相談・支援件数	70,635件	A	今後も、地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。	保健福祉局 子ども家庭局	
認知症の高齢者の増加に伴い、高齢者虐待等、内容が複雑化した処遇困難事例が増加 虐待等の相談件数	3,639件	B	高齢者虐待事例に関しては、引き続き統括支援センターが地域包括支援センターをバックアップし、弁護士、警察等の専門機関と連携し対応する。 また、老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」や「成年後見の市長申し立て」等の活用により迅速かつ適切な対応を図る。	保健福祉局	
相談件数	24,387件	B	引き続き、訪問支援(アウトリーチ)など丁寧な相談支援方法をとることにより、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51205	<p>「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や、区役所等での相談時に行政通訳者の派遣を行うほか、外国人のDV被害者への対応のため、外国人相談窓口職員へDVに関する情報提供を行います。</p>	5	<p>「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のとおり実施する。</p> <p>①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設</p> <p>②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣</p>
51206	<p>男性のDV被害者に対して、「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナー、「男女共同参画センター」において関係機関と連携して相談に対応します。</p>	6-1	<p>各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。</p>
		6-2	<p>平成25年12月より男性臨床心理士による「男性のための電話相談」(月2回、各2時間)を開設し、男性DV被害者、加害者からの相談に応じている。</p>
51207	<p>「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センター」、各区子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員のスキル向上のため、研修の実施や福岡県等主催の研修会へ派遣を行います。</p>	7-1	<p>各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。</p>
		7-2	<p>相談員を内閣府、福岡県、子ども家庭局等主催の研修に参加させ、幅広い知識と実技を修得させる。</p> <p>学んだ内容は伝達研修により、知識等を共有する。</p>

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
① 無料入国・在留・国籍手続相談会の開催 (県行政書士会との共催) ② 無料法律相談会の開催 (県弁護士会北九州部会との共催) ③ 無料心理カウンセリングの開催(臨床心理士) ④ 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語による外国人一般相談窓口の設置(相談件数) ※窓口設置場所:八幡西区コムシティ、小倉北区役所 ⑤ 行政・医療通訳の個別派遣(通訳件数) ⑥ 外国人支援関係機関連絡会議の開催	① 63件 ② 13件 ③ 5件 ④ 1,395件 ⑤ 195件 ⑥ 2回	A	外国人市民に関する一元的な相談窓口「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を中心に、行政書士会、弁護士会、心理カウンセリングなどによる専門家相談、各通訳派遣事業を通して、引き続き外国人市民に対する相談体制を強化していきたい。	企画調整局	
子ども・家庭相談コーナーにおける男性DV被害者の相談件数	5件	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き続き、関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
① 男性のための電話相談件数 ② うちDVIに関する相談件数	① 69件 ② 2件	A	男性の相談は、増加傾向にあり、ニーズが高いと考える。今後も相談窓口の広報に努め、市民への周知を図る。	総務局	
市が主催する新任者・主務者研修及び福岡県女性相談所の研修等への参加。	研修実施及び参加	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き続き、関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
・国立女性教育会館 「女性関連施設相談員研修」 ・福岡県、女性相談所、あすばる主催 「女性問題に関わる相談員研修会」、「配暴支援センター連絡会議」、「犯罪被害者等支援担当職員研修会」、「電話相談実務者研修」ほか ・北九州市「北九州市DV対策関係機関連絡会議」等	実施	A	今後も、相談員を研修会や連絡会議等に積極的に参加させ、知識の習得や関係機関との連携強化に努める。	総務局	

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (3) DV被害者保護体制の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51301	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等、適切な保護を実施します。	1	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。
51302	DV被害者の安全確保のため、必要に応じて警察への情報提供や関係機関等への同行支援を行います。	2	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
51303	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設の職員に対して、必要な情報提供やDVに対する理解促進のために研修を行います。	3	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。
51304	緊急一時保護施設入所中のDV被害者に対して、医療機関への同行など必要な支援を行います。	4	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。
51305	DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。	5	DVシェルター(避難所)を運営する民間団体に補助金を交付し、その活動を支援する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
保護件数	29件	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
必要に応じて、DV被害者の同行支援等を実施。	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
保護件数	29件	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
保護件数	29件	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
補助金交付 2ヶ所	実施	A	DV被害者が、分かりやすく利用しやすいよう関係機関との情報共有、連携を徹底する。	子ども家庭局	

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (4) DV被害者の自立支援の充実及び二次被害防止や情報管理の徹底

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51401	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。(再掲)	1	No.51202の再掲
51402	同伴する子どもがいるDV被害者に対して、必要に応じて自立支援のための施設において保護します。	2	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。
51403	DV被害者に対して、市営住宅の入居申し込みの際に、優先入居の取扱いを行います。	3	DVを理由とした婦人保護施設や生活支援施設の退所者等について、その居住の安定を図り自立を支援するため定期募集の住宅困窮者募集(点数選考)において、優先入居の取扱いを行っている。
51404	DV被害者に対して児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	4-1	生活に困窮するDV被害者からの相談があった場合は、子ども・家庭相談コーナーの相談員がいのちをつなぐネットワークコーナーの相談員と連携しながら、適切な情報提供や助言を行うようにしている。
		4-2	生活保護制度に関する情報提供や助言を行うとともに、活用できる他法他施策の紹介や、必要な世帯への生活保護の適用をする。
		4-3	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
No.51202の再掲			No.51202の再掲	子ども家庭局	○
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
DV対象者の申込件数、斡旋件数	申込件数 9件 斡旋件数 6件	A	DV対象者への優先入居の取扱いは、今後も継続して実施する。	建築都市局	
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	B	今後も継続していく。	保健福祉局	
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	A	引き続き、必要な方への情報提供や助言を確実に行う。	保健福祉局	
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51405	DV被害者やその子どもの支援について、各区保健福祉課、「子ども総合センター」、「保健福祉センター」等の関係機関と連携します。	5	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の情報について、住民基本台帳等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	6-1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定するドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。
		6-2	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うにあたっては、DV被害者等の情報について慎重に対応するよう心がける。
		6-3	介護保険システムにおけるDV対象者情報の管理をする。
		6-4	市税証明書発行業務等において、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっているDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行う。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
適切な対応を実施	実施	A	引き続き、住民基本台帳事務におけるDV等被害者支援措置を実施していく。	市民文化スポーツ局	
適切な対応を実施	実施	A	今後もDV被害者等の情報について厳重な管理に努める。	保健福祉局	
適切な対応を実施	実施	A	個人情報の取扱いに十分留意しながら業務を継続する。	保健福祉局	
住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっているDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行っている。 なお、閲覧制限対象者の件数については、市民課が受けた閲覧制限対象者の情報に基づいて対応しているため、市民課での受付件数に準じる。	実施	A	個人情報の取扱いに十分留意しながら業務を継続する。	財政局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の情報について、住民基本台帳等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	6-5	市営住宅の入居要件確認のために提出された住民票は、厳重に倉庫で保管する。 また、総合窓口化に伴う新システム導入(平成22年7月導入)に合わせて、市営住宅管理システムでもDV被害者等の情報管理が可能となるシステム構築を行った結果、入居者情報と住基情報との連携によるDV被害者情報の一元化が可能となった。システム画面上で全てが確認できることから、閲覧対象者を制限し、誰もが閲覧できないよう権限付与を厳格に行う。
		6-6	選挙人名簿からDV被害者等の情報を抹消したうえで閲覧に供する。
51407	DV被害者の情報漏洩を防ぐため、相談窓口や各種手続きを行う窓口において、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧等、被害者情報を保護し、安全を確保する取組を行います。	7-1	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
		7-2	DV被害者に関係する各種証明書等については、必要に応じて情報提供や助言を行う。
51408	DV被害者が同伴する子どもが接見禁止命令の対象となった場合、学校、保育所、警察等の関係機関と連携を図り、適切な対応をします。	8	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置する。
51409	関係機関の連携を図るため、警察、弁護士会等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関係する情報共有を行います。	9	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
適切な対応を実施	実施	A	システム構築は完了しており、引き続き嚴重な情報管理を行う。	建築都市局	
選挙人名簿の閲覧 各区において、DV被害者等が生じた場合は、該当者が記載されたページを切り貼りしたうえでコピーした選挙人名簿を調製して閲覧に供する。	(閲覧回数7区の計) 66回	A	引き続き、DV支援情報の提供を受けた場合の事務処理には遺漏の無いように留意する。	行政委員会事務局	
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	A	今後も、DVに関する相談時に、必要時、情報提供や助言を行う。	総務局	
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
当会議に、各区の子ども・家庭相談コーナー担当係長が出席。	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
51410	関係機関の連携を図るため、「北九州市DV対策関係機関連絡会議」において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関する情報共有や意見交換を行います。	10	北九州市DV対策関係機関連絡会議において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関と情報を共有し、緊密な連携を図る。
51411	DV被害者が同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などとの連携を図ります。	11	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
51412	DV被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、市外関係機関と連携を図り必要な支援を行います。	12	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①福岡県DV対策連絡協議会 ②配偶者暴力相談支援センター連絡会議 ③小倉北区役所DV関係機関連絡会議 ④八幡西区役所DV関係機関連絡会議 ⑤北九州市DV対策関係機関連絡会議	実施	A	今後も警察、婦人救護施設、子ども家庭局、各区役所子ども家庭相談コーナーとの連携を強化する。	総務局	
各区の子ども・家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有等を図る。	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
各区の子ども・家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有等を図る。	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	

施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

具体的政策 (1) ハラスメント等の防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
52101	「男女共同参画センター」で、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等ハラスメントの防止に向け、啓発冊子の配布や出前講座、啓発DVDの貸し出しを実施します。	1	平成18年度に発行した『職場におけるセクシュアルハラスメント防止研修』冊子を改定し、平成29年3月に発行したハラスメント防止冊子「知らないって怖い！職場のハラスメント」を使用した出前講座を実施する。
52102	企業等の事業者に対して、職場におけるハラスメントを防止するため、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に向けた出前セミナー等を実施します。	2	事業主や働く人が働き方の見直しを図り、仕事と子育て・介護等との両立の一層の理解を促進するため、企業等事業者の要望に応じて講義内容をカスタマイズして講師を派遣する「出前セミナー」やワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援・助成制度、就業規則に関する必要なアドバイスを無料で行う「アドバイザー（社会労務士）派遣（1社4回まで）」を実施し、その中で、長時間労働の抑制や年休の取得促進、子育て制度を利用しやすく、妊産婦が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行う。
52103	新「北九州イクボス同盟」を中心として、企業等の経営者や管理職に対し、ハラスメント防止に向けた啓発及び情報提供を実施します。	3	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。
52104	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。（再掲）	4	No.41105の再掲
52105	「男女共同参画センター」で職場におけるセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を含めた人権侵害に対する相談を実施します。	5	人権侵害相談や一般相談等の電話相談や面談でセクシュアルハラスメント等の相談に対応する。
52106	市の職場におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」を周知徹底し、各職場での研修を継続的に行います。また、「ハラスメント防止要綱」に定める苦情相談窓口において、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	6	職場におけるハラスメントの未然防止のため、各職場において研修を実施する。研修教材として、ビデオテープやDVDの貸し出しを行う。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
ハラスメント研修に講師を派遣する。 ①件数 ②参加人数	①7件 ②270人	B	コロナウィルス感染症の問題もあり、昨年度実施より減少した。 講座自体については大変好評であり、PRIにより認知を広め、件数を伸ばす。	総務局	
企業向け出前セミナー等への講師等派遣	37回	A	今後も働きやすい環境づくりのため、出前セミナーやアドバイザー派遣を充実させながら、様々な企業との接点の機会を通じて、支援の有効性を高める。	総務局	
①北九州イクボス同盟における先進事例の紹介等 ②北九州イクボス同盟における研修会等の実施	①2回 ②2回	A	引き続き先進事例を紹介するとともに、より多くの人に見てもらえるような媒体を用いた広報を検討する。 さらに、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、より企業が参加しやすいよう形態や日時等の見直しを検討する。	総務局	
No.41105の再掲			No.41105の再掲	保健福祉局	○
①性別による人権侵害相談総数 ②セクシュアル・ハラスメント件数 ③こころと生き方の一般相談総数 ④マタニティ・ハラスメント 件数 ⑤パワー・ハラスメント 件数	①102件 ②3件 ③1,865件 ④2件 ⑤3件	A	今後も相談を継続し、相談内容に応じて、関係機関と連携をとり、適切に対応する。	総務局	
ハラスメント防止研修実施回数	各職場において年1回	A	引き続き、「ハラスメント防止要綱」の周知徹底を図るとともに、各職場においてハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントの未然防止に努める。	総務局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
52107	教育現場におけるハラスメントを防止するため、教職員を対象にハラスメント防止研修を実施します。また、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	7	各学校・園において、研修用冊子「学校におけるセクハラをなくすために」を使用し、セクシャルハラスメント防止研修を実施する。 また、初めて学校に勤務することになった教職員を対象とした初任者研修を、各所属において配属後すみやかに実施する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
・ハラスメント防止研修の実施 (毎年実施) 208校	1回	A	令和元年度は、懲戒処分に至る教職員はいなかったが、テキストの改訂等、研修を形骸化させないための方策を検討する。 今後も、学校におけるセクハラ防止に対する共通認識を高め、教職員のモラル向上及び管理職へのセクハラ防止の意識向上を図るために、引き続き各学校・園において定期的かつ継続的な研修を実施していく。	教育委員会	

施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

具体的政策 (2) 性犯罪等防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
52201	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図ります。	1	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図る。
52202	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」で、性犯罪被害者やその家族・遺族の相談に対応します。	2	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」及び「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の設置により、犯罪被害者やその家族・遺族が、直接的な被害やその後の精神的・経済的な問題、地域での孤立等による問題を解決するための相談体制を整える。
52203	「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図ります。	3	犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図る。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①実施回数 ②受講人数	①5回 ②122名	A	セミナー受講者の増加に向けて、今後も女性の多い企業の従業員に対しセミナーについて広報啓発する。	市民文化スポーツ局	
犯罪被害に遭った被害者やその家族・遺族が、元の平穏な生活を取り戻すことができるように支援するため、福岡県・福岡市と共同で「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」(福岡市と北九州市に各1箇所)を設置、また、性暴力に特化した被害者救済の施策として、平成25年7月から福岡県・福岡市と共同で「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置している。また、平成27年12月から、相談時間を24時間365日に変更したことにより、被害直後からの継続的な支援が可能となっている。PR方法としては、福岡県警察の行事や、住民大会・街頭キャンペーン等でチラシの配布を行っている。それぞれの支援内容は次のとおり。 ①電話相談 ②面接相談またはカウンセリング ③支援制度・専門機関の紹介 ④付添い支援(病院・警察・裁判所) ※相談は犯罪被害に関わるものであれば内容は問わない。	実施	A	犯罪被害者等が受けた被害を回復・軽減するためには、適切で継続的な施策が必要であるため、引き続き事業を継続するとともに、支援体制の強化を検討していく。	市民文化スポーツ局	
本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図るため、必要に応じて開催する。	未実施	E	引き続き、庁内連絡会議の連携をより進め、支援体制の強化を図っていく。 (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、連絡会議を中止。令和2年11月に連絡会議実施予定)	市民文化スポーツ局	

施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援

具体的政策 (1) 若い世代における性に関する理解・尊重

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
53101	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。(再掲)	1-1	No.43302-1の再掲
		1-2	No.43302-2の再掲
		1-3	No.43302-3の再掲
		1-4	No.43302-4の再掲
53102	学校等における適切な性教育を実施するため健康教育に関する知識を深めるための講習会等を開催します。	2	年に1回、保健主事を対象とした講習会を開催している。学校保健、学校安全、食育・学校給食のそれぞれの視点より、学校での健康教育を実施するに当たり、必要事項や押さえるべき内容について周知・指導を行っている。加えて、健康教育に関する時事問題について、知識を深めるために、講師を招聘して、内容の周知を図っている。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
No.43302-1の再掲			No.43302-1の再掲	子ども家庭局	○
No.43302-2の再掲			No.43302-2の再掲	保健福祉局	○
No.43302-3の再掲			No.43302-3の再掲	子ども家庭局	○
No.43302-4の再掲			No.43302-4の再掲	教育委員会	○
毎年テーマを定め講師を招聘して、内容の周知を保健主事を対象に講習会を実施。	「心の減災～災害後の心理的被害の緩和のために今、できること・すべきこと～」	A	次年度以降も子ども及び学校における健康教育の時事問題を取り上げ、講習会を通して、知識を深めていきたい。	教育委員会	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
53103	HIV/エイズ、性感染症の予防のため「レッドリボンキャンペーン」の実施など、広報・啓発を行います。	3	WHO(世界保健機関)が12月1日を『世界エイズデー』と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しているのに合わせ、本市においてもイベント等を活用し、エイズの正しい知識の普及・啓発や相談・検査体制の情報提供を行った。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①世界エイズデー (・令和元年12月 レッドリボン キャンペーンとして、小倉駅ペ デストリアンデッキでポケット ティッシュ、チラシ配布 ・バナー掲載、特設サイト開設 しウェブ広告を実施) ②NPO法人アカーとの同性愛 者向け啓発活動 ③市政だより、市ホームページ など広報媒体を活用した啓発 等 ④パンフレット、チラシ、啓発資 材(エイズ、性感染症について) 作成・配布	①実施。 ②10/19イ ベント等実 施。 ③実施。 ④実施。	A	令和元年の新規HIV感染者・エイズ患者報告数(速報 値)は、1,233件で、ここ数年同程度で推移している。ま た、梅毒については、令和元年の全国患者報告数(速 報値)が6,639件となった。今後も感染予防のための知 識の普及啓発や検査・相談体制の周知を行っていく。	保健福祉 局	

施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援

具体的政策 (2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
53201	<p>新妊娠や出産に関する悩みを抱える人に適切な情報提供を行い、必要な支援につなげるための電話相談事業を実施します。</p> <p>また、育児不安を軽減し、家庭の養育力を高めるため、特に養育支援を必要とする家庭に、育児・家事援助を行います。</p>	1	<p>①妊娠・出産等に関する相談事業</p> <p>②養育支援訪問事業</p>
53202	<p>妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供し、母子の健康の保持促進を図るため、母子健康手帳の交付を行います。</p>	2	<p>母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、乳幼児への影響の大きい受動喫煙のリスク等について保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進する。</p>
53203	<p>出産・育児、子どもの成長発達について、「妊産婦・乳幼児なんでも相談」等で個別相談や保健指導を実施します。</p>	3	<p>市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的を実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行う。</p>
53204	<p>妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、「妊婦栄養教室」や「離乳食教室」等で情報提供や相談を実施します。</p>	4	<p>妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行う。</p>
53205	<p>産後うつを早期に把握し、きめ細かに支援するため、家庭訪問時などに産後うつ質問票を実施します。</p>	5	<p>産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4カ月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。</p>

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①相談対応件数 ②利用世帯数	①134件 ②17世帯	B	妊娠・出産等に関する相談事業では、相談件数は減っているが、周知媒体を見ての相談は継続して受け付けており、不妊だけでなく、妊娠・出産全般に関する相談に応じていることから順調と判断する。 養育支援訪問事業では、必要な家事・育児支援を実施した。利用世帯数は少ないが、区の保健師によるアセスメントの結果、支援が必要な対象者に対して事業を活用できており、順調とした。	子ども家庭局	
①母子健康手帳の交付率 ②母子健康手帳の交付案内の配布	①100% ②100%	A	母子健康手帳交付時の専門職による面接や情報提供等を継続して行い、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを行う。	子ども家庭局	
①妊産婦・乳幼児なんでも相談開催箇所数 ②育児教室開催数	①134箇所 ②414回	A	身近な相談場所として定着しており、子育ての孤立化の予防につながっていることから、今後も事業を継続する。 あらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。	子ども家庭局	
食育教室開催回数	47回	A	教室の運営委託を行い、準備やスタッフの手配など、効率的に実施する。 よりニーズを考慮した教室内容、啓発方法を検討する。	子ども家庭局	
①専門職による産後うつ質問票の実施件数 ②質問票の実施により継続支援した件数	①5,796件 ②897件	A	子育ての孤立化を防ぎ、地域での見守り体制を充実していくために、関係機関と連携し、事業の推進を図る。	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
53206	妊婦や乳幼児の疾病の発見及び防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の健診機会を提供します。	6-1 6-2	<p>妊婦や乳幼児の疾病または異常の発見および防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の定期的な健診の機会を提供する。 (妊婦健康診査、先天性代謝異常等検査、乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)</p> <p>①1歳6か月児歯科健康診査 ②3歳児歯科健康診査 ③1歳6か月児フッ化物塗布 ④3歳児フッ化物塗布 ⑤親子歯科検診 ⑥4・5歳児歯科検診 ⑦妊産婦歯科健診</p>
53207	母親が安心して出産できるよう、産科連携体制を維持し、医師会が行う事業に対し、補助を実施します。	7	<p>周産期母子医療センター等4病院を中核とした産科連携体制を維持する。 具体的には、分娩を行う病院が減少している状況に適切に対応するため、①ハイリスク分娩を行う病院群、②通常分娩を行う病院・診療所群、③妊婦検診までを行う病院・診療所群、④妊娠診断のみを行う病院・診療所群とで役割分担する連携体制を構築、維持していく。 ※ハイリスク分娩等を支援する基幹病院群は以下のとおり。 ○総合周産期母子医療センター 2か所(市立医療センター、産業医科大学病院) ○地域周産期母子医療センター 2か所(国立病院機構小倉医療センター、JCHO九州病院) また、市医師会が主催する後期臨床医研修や周産期医療に関する研修(産婦人科医会を主催とする新生児蘇生法の講習等)へ補助を実施し、医師確保の支援を行う。</p>
53208	不妊に悩む夫婦に対して、特定不妊治療費の助成及び不妊に関する専門相談を実施します。	8	<p>不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。</p>

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①妊婦健康診査受診率 ②3歳児健康診査受診率	①96.9% ②96.4%	A	妊婦や乳幼児の健康を保持増進させるため、引き続き、健診の周知や健診結果に応じた支援を行う等、事業を推進する。	子ども家庭局	
①1歳6か月児歯科健康診査 ②3歳児歯科健康診査 ③1歳6か月児フッ化物塗布 ④3歳児フッ化物塗布 ⑤親子歯科健診 ⑥4・5歳児歯科検診 ⑦妊産婦歯科健診	①71.6% ②68.4% ③93.7% ④76.4% ⑤13.4% ⑥97.7% ⑦27.0%	A	1歳6か月・3歳児歯科健康診査未受診者に受診勧奨を行うなど引き続き、受診率増加に努める。	保健福祉局	
①周産期母子医療センター4病院を中核とした産科連携体制の維持 ②全国的に不足が生じている産婦人科・小児科の医師確保のため、市医師会が行う事業に対する補助の実施	実施	A	今後も引き続き周産期医療体制を維持するため、市医師会等関係者との連携を行うとともに、医師確保策として一定の成果を上げている事業への補助を実施する。	保健福祉局	
①助成件数 ②不妊の専門相談件数	①実479件 延714件 ②76件	A	今後も治療費の助成や、相談事業に係る周知を行い、継続して事業を実施する。	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
53209	母親が安心して出産できるよう、「総合周産期母子医療センター」でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。	9	総合周産期母子医療センターにて、24時間体制でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供する。市内の産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者を優先的に受け入れる。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①分娩件数 ②帝王切開率 ②母体・胎児集中治療室延患者数 ③新生児集中治療室延患者数	①452件 ②50.4% ③1,463人 ④2,476人	B	<p>市内産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者の優先的な受入れを実施する。</p> <p>また、全国的に産婦人科医が不足している状況であるが、必要な医師の確保や医療機器の更新などにより、医療体制(24時間体制)の確保に努める。</p> <p>さらに、出生数の低下や働き方改革による医師の負担軽減の必要性などにも留意する。</p>	保健福祉局	

施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援

具体的政策 (3) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
53301	「男女共同参画センター」で更年期など性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。	1	心と身体の健康を家族や職場など日常生活の中で、自分の力で維持増進できるような講座や健康教室等を開催する。
53302	女性特有の子宮頸がん・乳がん等の早期発見、早期治療のため、がん検診等の受診を促進します。	2	各種がん検診や基本(若者)健診等の受診促進を図り、がんや生活習慣病などの疾病の予防、早期発見、早期治療を推進する。
53303	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	3-1	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット作成やホームページ運営等の情報発信を行うほか、有識者等による講演会や相談会等の開催および介護予防教室を実施する。
		3-2	40歳から64歳の市民を対象に、生活習慣病の予防及び寝たきり等の介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持・増進に資することを目的に壮年期以降に罹患しやすい疾病の予防等のために指導及び教育を行う。
		3-3	①食生活相談 生活習慣病予防などの食事について、自由に相談できる場として各区役所にて個別相談を開催する。 ②減塩普及講習会 生活習慣病予防を目的に、食塩摂取の現状や減塩の方法について学ぶ講習会を各市民センターにて開催する。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 講座数・参加延べ人数 ①ムーブ(リプロ講座・三館連携) ②レディスもじ(セミナー・三館連携) ③レディスやはた(セミナー・三館連携)	①3講座 162人 ②3講座 198人 ③6講座 635人	A	ヨガなど身体を実際に動かす講座のほか、女性の心と身体に関する情報を提供する講座も実施しており、満足度は高い水準を維持している。今後も引き続き、女性の多様な活動を支えるための心と体の健康の維持推進につながるような知識・技術の習得の機会を提供する。	総務局	
■実施検診受診者数 ①25,369人 ②14,265人 ③1,013人 その他各種がん検診 ■実施検診受診者数 ①子宮頸がん検診(20歳以上) ②乳がん検診(40歳以上) ③基本(若者)健診 その他各種がん検診等 ■企業やNPO団体との連携による「がん検診受診勧奨」活動や検診の普及啓発活動	■実施検診受診者数 ①25,369人 ②14,265人 ③1,013人 その他各種がん検診 ■受診促進イベント、チラシの配布、子宮頸がん及び乳がん検診のクーポンの配布	B	各がん検診受診者数は検診の普及啓発活動により増加してきているが、がん検診受診率は未だ低い状況にある。今後も受診率向上に向け、がんクーポン未利用者に対するハガキによる受診案内の送付等、受診勧奨事業を継続して取り組む。	保健福祉局	
①講演会や出張講座の件数 ②介護予防教室実施回数 ③健康づくり推進員活動件数	①80件 ②396回 ③7,541件	A	今後も、高齢者のニーズにあわせて、多くの人が参加しやすく、継続して取り組めるようなプログラムの提供や行動変容に繋がるような事業を行う。	保健福祉局	
①健康教育実施回数 ②参加延べ人数	①1,912回 ②14,933人	B	新型コロナウイルス感染症の影響から自らの健康への関心が高まり、健康相談等が増加する可能性あり。感染予防対策を徹底し、少人数単位(予約制)など実施方法等を工夫することにより、正しい知識の普及啓発に努める。	保健福祉局	
①実施回数、参加者数 ②実施回数、参加者数	①90回、 212人 ②120回、 3950人	A	生活習慣病予防の重要性についての普及啓発・行動変容促進に力を入れる、地域のボランティア団体である食生活改善推進員協議会と連携することで、より地域に根差した事業展開に取り組む。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
53303	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	3-4	<p>①65歳以上を対象に、「食べること」を通じて低栄養状態を予防するため、講話や個別相談、実習形式の講座を開催し、正しい知識と技術の普及啓発を図る。</p> <p>②食生活改善推進員が地域高齢者宅を訪問し、食に関する状況確認、助言を行い低栄養予防の普及啓発を図る。</p>
		3-5	40歳から64歳の市民を対象に家庭における健康管理が継続できるように、心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な生活習慣の維持・増進のために保健師や栄養士等が必要な助言、指導を実施する。
		3-6	市民センターを拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業をまちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により実施する。
53303	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	3-7	生涯を通じた健康づくりのために、専門職による健康相談の実施や健康学習の支援、運動器・口腔機能等の向上の取組をする。65歳以上を対象とする。
		3-8	<ul style="list-style-type: none"> ・受診促進の取組 ・受信後の適切なフォロー体制の充実
		3-9	<p>①歯周病（歯周疾病）検診の実施</p> <p>②歯周病セルフチェックシートや、糖尿病と歯周病の関係についてのリーフレットを配布するなど、歯周病予防に関する啓発活動の実施</p>

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①元気で長生き食卓相談 ②おいしく食べて元気もりもり教室 ③シニア料理教室 ④栄養ラボ事業 ⑤食生活改善推進員などによる訪問事業	①63回 2,676人 ②195回 5,924人 ③95回 4,689人 ④19回 2,006人 ⑤43校区 261人	A	今後も個別、集団、訪問と対象者に合った方法で低栄養・フレイル対策を行っていく。地域で行われる住民主体の通いの場等に介護予防の正しい知識や具体的な取り組み方法を伝授していく。参加者の中からハイリスク高齢者を把握し、介護予防活動に繋ぐ。	保健福祉局	
①健康相談回数 ②参加延べ人数	①5,244回 ②20,222人	B	「新しい生活様式」における感染予防対策を徹底し、電話や少人数単位(予約制)など指導方法を工夫することにより、市民の健康意識向上に努める。新型コロナウイルス感染症の影響から健康に関する相談が増加する可能性があり、実施方法等検討する必要がある。	保健福祉局	
実施まちづくり協議会 団体数	129団体	C	全まちづくり協議会137団体の実施に向けて、未実施団体への働きかけを継続する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により従来通りの活動はできない。感染拡大防止のため「新しい生活様式」を取り入れた中で、地域活動が展開できるように支援する必要がある。	保健福祉局	
①健口相談 回数 ②健康相談受講者数 ③お口を元気にする出前講演回数 ④お口を元気にする出前講演受講者数 ⑤健口ストレッチ講座 回数 ⑥健口ストレッチ講座 受講者数	①16回 ②348人 ③10回 ④319人 ⑤183回 ⑥5,621人	A	地域高齢者の通いの場等を中心にオーラルフレイル対策を行っていく。	保健福祉局	
①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率(特定保健指導実施率は常に政令市の上位に位置していると同時に、特定保健指導非対象者への保健指導等、健診後のフォロー体制を充実させている。)	①特定健診受診率 :集計中 ②特定保健指導実施率 :集計中	B	引き続き、医療機関等と連携を図り、受診勧奨・実施率向上に取り組んでいく。	保健福祉局	
①歯周病(歯周疾患)検診の受診率 ②リーフレットの配布	①5.5% ②2,000枚	A	歯周病と糖尿病等生活習慣病との関係について引き続き普及、啓発に取り組む。	保健福祉局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
53304	健康・体づくりのためのスポーツイベントの開催や、日頃運動をする機会が少ない女性を対象とした体操教室開催等、健康増進や体力向上を図ります。	4	スポーツを通じて健康・体づくり、ストレス解消、生きがいづくり等を進めるために、スポーツイベント等を開催するとともに、市民の各スポーツ施設の活用を促進する。このことにより、健康増進や体力向上を図る。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
①生涯スポーツ振興事業 ②北九州市民体育祭	①14,931人 ②67競技計30,139人 ※男女計延べ人数	B	①「誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり」を推進するために、生涯スポーツの普及・振興など、幅広く展開していく。地域住民が自主的にスポーツの場や機会を創出するよう様々な団体と連携して生涯スポーツの普及・振興に努める。 ②「経済性」「効率性」の観点から本事業の効果や趣旨は残しつつ、スポーツ協会や競技団体との連携による効率的な運営と低コスト化を図るよう今後も努めていく。	市民文化スポーツ局	

施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

具体的政策 (1) 高齢者、障害者、ひとり親、外国人の女性等が安心して暮らせるための相談の実施

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
54101	地域包括支援センターを中心に、高齢者や障害のある人に分かりやすい総合相談システムを構築します。	1	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。 (地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の構築)
54102	高齢者の相談に対して、地域包括支援センター等が関係機関と連携して対応します。	2	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等と連携して対応する。
54103	ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。	3	ひとり親家庭や寡婦の生活上の悩みや相談を受けたり、仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。その他各種研修会や催し等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定、福祉の向上を目指す。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
地域包括支援センターの利用状況 ①来所 ②訪問 ③電話 ④計	①18,748件 ②51,283件 ③136,469件 ④206,500件	B	複合的な問題(認知症、精神疾患、身寄りがない等が重なった状態)を抱える問題等、相談内容が長期化する傾向は続いている。 適切なサービス提供のために関係機関との連携を強化するとともに、地域ケア会議や研修を充実させ、地域包括支援センター職員のスキルアップを図る。 また、「まちかど介護相談室」を活用し、課題の早期発見に努めるとともに、高齢者だけではなくダブルケア問題やヤングケアラー等にも対応するために幅広い年代に地域包括支援センターのPRを行う。	保健福祉局	○
主な連携先 ①地域包括支援センター・統括支援センター ②ケアマネジャー・サービス事業者等 ③医療機関等 ④民生委員等 ⑤法律関係者 ⑥警察	①32,435件 ②57,032件 ③10,802件 ④1,934件 ⑤51,615件 ⑥668件 ※重複あり	B	地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の核として様々な関係機関と連携している。 特に虐待等処遇困難事例については、方針決定や処遇など迅速な判断が必要であり、更なる連携の強化に努めていく。	保健福祉局	
母子・父子福祉センター利用者数	10,446人	B	自立促進のための講座の見直し(入替え、時期、時間帯など)を図り、受講者数の増加を目指す。 様々な機会を通じて母子・父子福祉センターをPRし、利用者数の増加を目指す。	子ども家庭局	

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
54104	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣を行います。	4	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のとおり実施する。 ①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣 ③交流や講座等を通じた国際理解・多文化共生への理解促進
54105	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につながります。(再掲)	5	No.51203の再掲
54106	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、安心感の向上を図ります。	6	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、安心感の向上を図る。

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
① 無料入国・在留・国籍手続相談会の開催(県行政書士会との共催) ② 無料法律相談会の開催(県弁護士会北九州部会との共催) ③ 無料心理カウンセリングの開催(臨床心理士) ④ 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語による外国人一般相談窓口の設置(相談件数) ※窓口設置場所:八幡西区コムシティ、小倉北区役所 ⑤ 行政・医療通訳の個別派遣(通訳件数) ⑥ 外国人支援関係機関連絡会議の開催 ⑦ 国際交流員等の小学校や市民センター等への派遣 ⑧ 国際理解教育講座 外国人市民等を講師として、小・中学校や市民センター に派遣	① 63件 ② 13件 ③ 5件 ④ 1,395件 ⑤ 195件 ⑥ 2回 ⑦ 10件 ⑧ 実施	A	通訳派遣依頼や相談件数の増加によって、複雑化する相談内容に対応するため、今まで以上に関連機関との連携を図っていく必要がある。より関係機関と緊密な関係を築き、外国人の抱える課題や傾向について把握し、引き続き改善に向けて取り組んでいきたい。 また、関係機関との連絡会議を通じて、男女共同参画の観点からの多文化共生社会の実現に向けて連携体制を強化していきたい。	企画調整局	
No.51203の再掲			No.51203の再掲	保健福祉局 子ども家庭局	○
消防団員による訪問世帯数	1,848世帯	B	避難情報の収集方法や避難場所の周知など自然災害(風水害・地震等)の予防啓発を強化し、高齢者の安全・安心の向上を図る。	消防局	

	柱 V	女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現
--	-----	----------------------------

施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

具体的政策 (2) 多様な性のあり方への理解の促進

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要
54201	<p>同性少数者の生き方を後押しするため、パートナーと宣誓した当事者に対し、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。</p>	1	「パートナーシップ宣誓制度」の運用
54202	<p>様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等により、性的指向・性自認等を理由とする差別・偏見に関する啓発活動に取り組めます。</p>	2	人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送

実施内容		進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	R1年度				
パートナーシップ宣誓書受領証の交付件数 (※R1.7.1制度導入)	8件	A	引き続き、パートナーシップ宣誓制度を運用していくとともに、同制度の周知に努めていく。	保健福祉局	
①放送時間 ②放送局 ③「性的指向・性自認」をテーマとしたシナリオ本数と放送回数 ④ホームページの開設 ⑤シナリオ集・CD、紙芝居DVDの政策と市内の学校や市民センターへの配布、市民への貸し出し等 ⑥YouTubeに公開	①令和元年10月21日から令和2年3月8日 ②CROSSFMラジオ、KBCラジオ、RKBラジオ ③3本のシナリオを各4回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施	A	番組ホームページにアーカイブ機能を設け、シナリオを公開するとともに、放送されたシナリオはYouTubeでの視聴も可能にすることにより、視聴者層の拡大を図る。また「性的指向・性自認」をテーマにしたシナリオを継続して採用していく。	保健福祉局	

数値目標等の進捗状況

数値目標等の進捗状況〔令和元年度〕

基本計画に掲げる具体的施策については、数値目標及び男女共同参画社会の進み具合を表わすモニタリング指標を設定し、定期的に調査・把握することとしています。

柱Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和1年度)	目標 (令和5年度)
Ⅰ	1	市役所における女性役職者(係長以上)比率(消防職員、教職員を除く)	17.6%	18.0%	23%
	2	市役所における女性管理職(課長級以上)比率(消防職員、教職員を除く)	13.6%	13.2%	15%
	3	市立学校等における管理職に占める女性の比率(校長、副校長、教頭、園長)	19.4%	21.6%	25%
	4	市付属機関等における女性の比率(市付属機関等には市政運営上の会合を含む)	53.0%	52.5%	※1 50%以上

※1 付属機関等ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す。

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和1年度)
Ⅰ	5	自治会における女性の比率		
		① 区自治総連合会長	① 14.3%	① 14.3%
		② 区自治総連合副会長	② 5.3%	② 4.8%
③ 自治区会長		③ 4.9%	③ 5.4%	
④ 自治区副会長		④ 12.9%	④ 13.8%	
	⑤ 町内会長	⑤ 16.6%	⑤ 17.3%	
	6	校区まちづくり協議会会長における女性の比率	2.9%	4.5%
	7	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女性の比率	15.0%	16.0%

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)	目標 (令和 5 年度)
Ⅱ	8	25～44 歳の女性就業率	70% (平成 27 年)	70% (平成 27 年)	73%
	9	イクボス同盟加盟企業数	108 社 (平成 30 年 12 月)	154 社 (令和 2 年 3 月)	300 社

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)
Ⅱ	10	事業所の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	11.2% (平成 26 年度)	—
	11	雇用形態（①正社員②パート・臨時雇）における男女別割合	(女性) ①49.4% ②50.4% (男性) ①74.0% ②24.9% (平成 31 年 1 月)	(女性) ①46.4% ②52.7% (男性) ①70.8% ②26.9% (令和 2 年 1 月)
	12	職場での男女平等達成感	17.8% (平成 29 年度)	—

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)	目標 (令和 5 年度)
Ⅲ	1 3	市役所における時間外勤務削減率	10.4%減 (平成 26 年度比)	1.4%増 (平成 30 年度比)	10%以上減 (平成 30 年度比)
	1 4	市役所における男性職員の 育児休業取得率	14.8% (平成 30 年 3 月)	28.7%	30%
	1 5	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育(夜間保育所を含む) ②休日保育 ③病児保育	①154 箇所 ② 7 箇所 ③ 12 箇所 (平成 30 年度)	①153 箇所 ② 7 箇所 ③ 12 箇所 (令和 1 年度)	①令和元年度 同水準 ② 7 箇所 ③ 14 箇所 (令和 6 年度)

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)
Ⅲ	1 6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) という言葉の認知度	68.4% (平成 29 年度)	—
	1 7	市内企業等における社員の育児休業取得率	男性: 1.2% 女性: 87.1% (平成 26 年度)	—
	1 8	市内企業等における週労働時間 60 時間以上の 雇用者の割合 (年間就業日数 200 日以上の雇用者)	9.2% (平成 29 年度)	—
	1 9	6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連 時間	育児 1 時間 45 分 家事 45 分 (平成 29 年度)	—
	2 0	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	①16,119 人 ② 572 人 ③ 1,872 人 ④ 8,907 人 (平成 30 年度)	① 15,029 人 ② 578 人 ③ 2,084 人 ④ 9,029 人 (令和 1 年度)

柱Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)	目標 (令和 5 年度)
Ⅳ	2 1	男女共同参画社会という言葉の認知度	69.7% (平成 29 年度)	—	80%

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)
Ⅳ	2 2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について肯定・否定の割合	(肯定) 26.7% (否定) 68.1% (平成 29 年度)	—
	2 3	女性が職業を持つことについての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたら中断した方がよい ③子どもができたら退職した方がよい	① 37.5% ② 51.5% ③ 3.6% (平成 29 年度)	—
	2 4	社会全体における男女平等達成感	10.6% (平成 29 年度)	—

柱Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

数値目標

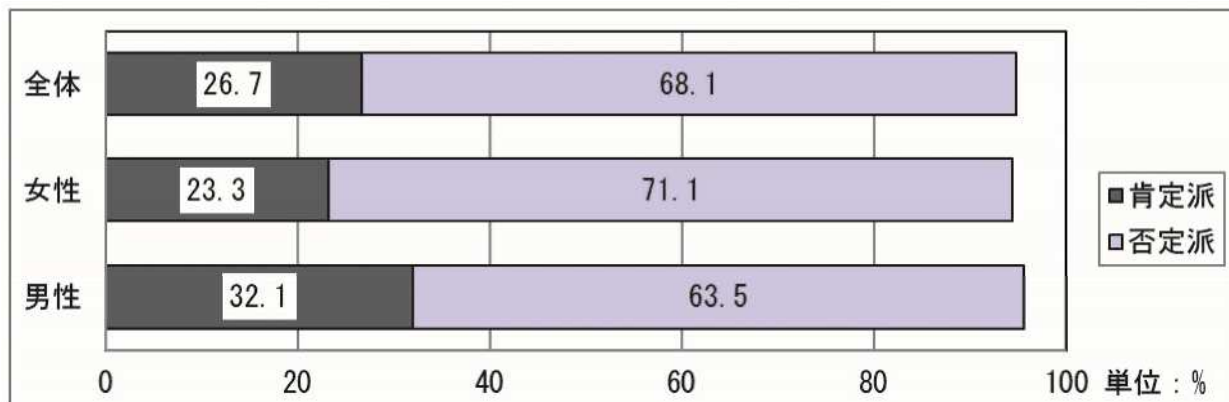
柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)	目標 (令和 5 年度)
V	25	夫婦間における「①平手で打つ」 「②殴るふりをしておどす」について 暴力と認識する人の割合	① 71.1% ② 68.3% (平成 29 年度)	—	① 80% ② 80%

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成 30 年度)	現状 (令和 1 年度)
V	26	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 ①配偶者暴力相談支援センター ②各区子ども・家庭相談コーナー ③男女共同参画センター・ムーブ	① 9.4% ② 27.1% ③ 14.9% (平成 29 年度)	—
	27	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	(女性) ① 22.2% ② 39.1% ③ 12.2% ④ 6.0% (男性) ① 11.4% ② 20.8% ③ 2.1% ④ 1.0% (平成 29 年度)	—
	28	10代の人工妊娠中絶率 (15~19歳の女性人口千人対)	11.5‰ (平成 28 年)	11.4‰ (平成 29 年)
	29	生活習慣病予防のための特定健診受診率 (北九州市国民健康保険加入者)	36.1% (平成 29 年度)	36.6% (平成 30 年度)

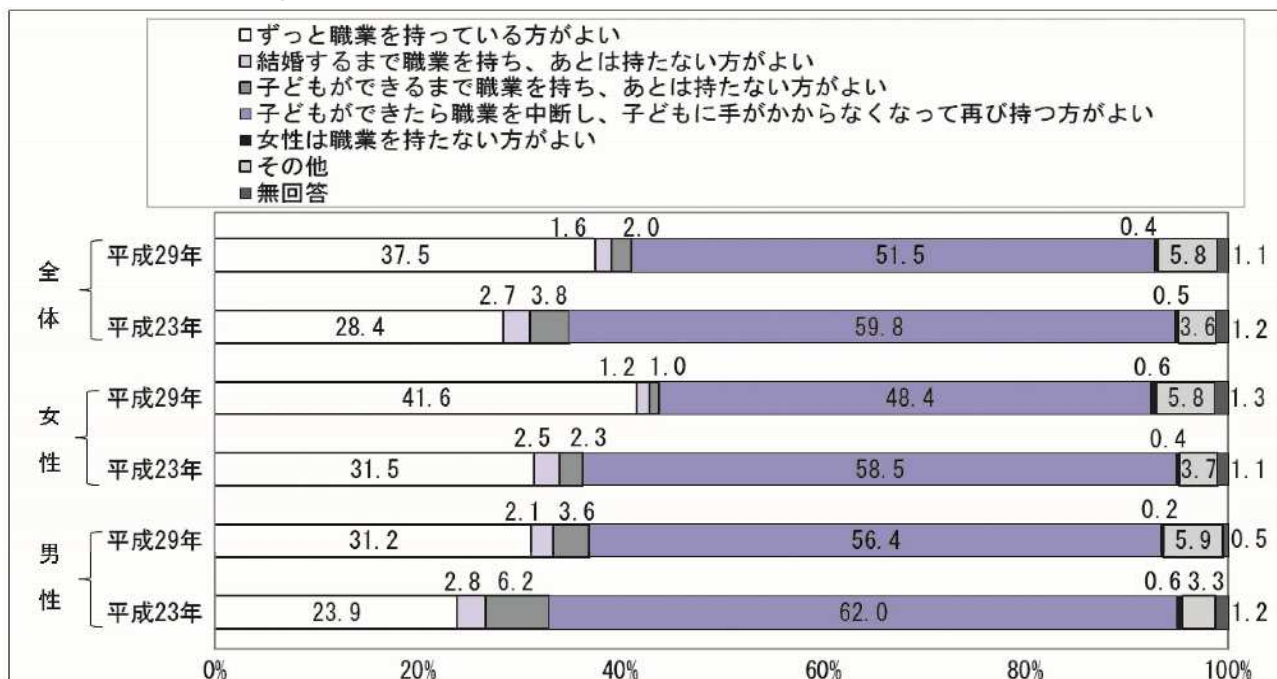
《資料》

1 本市の性別による固定的役割分担意識の男女別割合



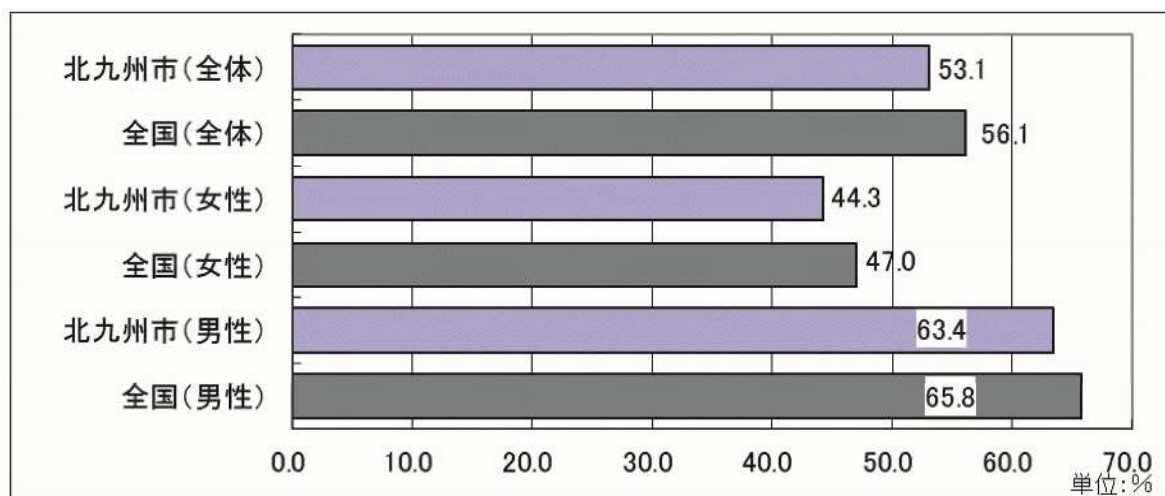
資料：「平成 29 年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

2 本市の女性が職業を持つことについての考え方



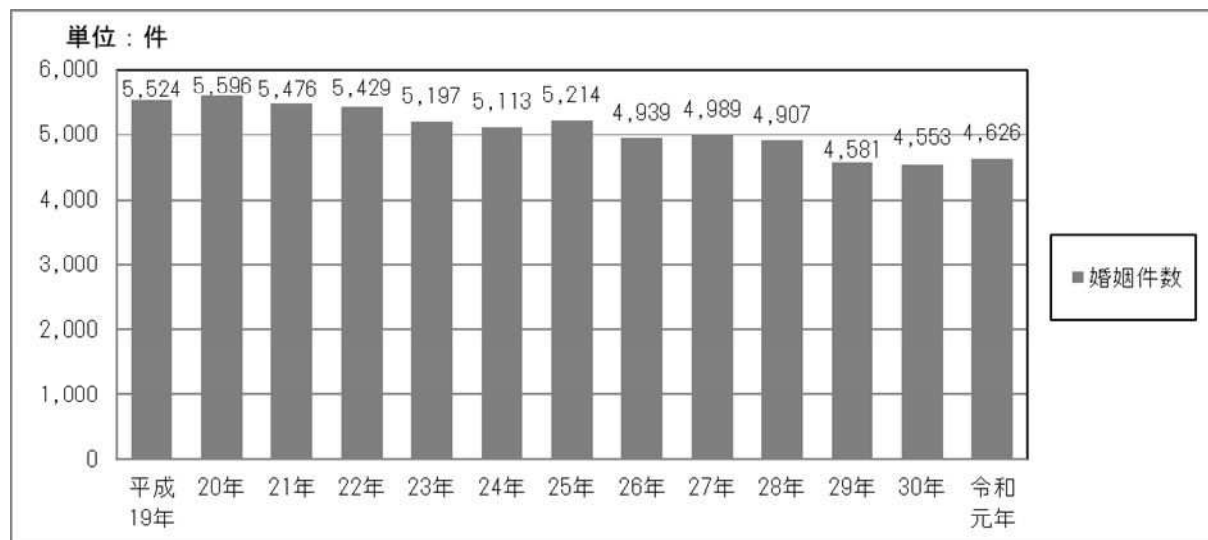
資料：「平成 29 年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

3 15歳以上人口における男女別労働力率



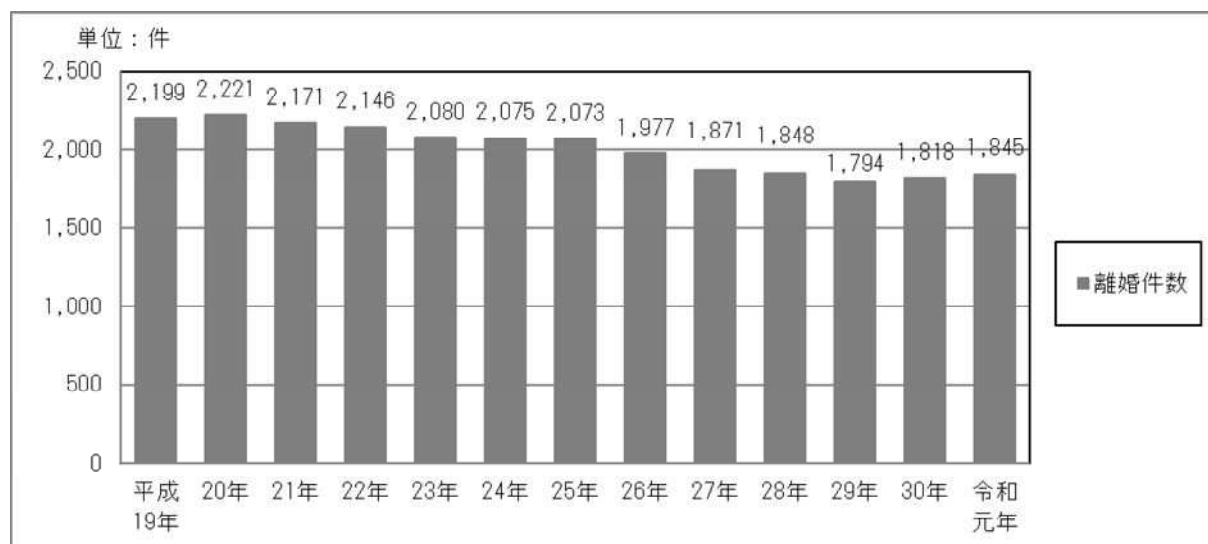
資料：総務省「平成 27 年国勢調査」

4 本市の婚姻件数の推移



資料：「北九州市衛生統計年報」

5 本市の離婚件数の推移



資料：「北九州市衛生統計年報」

6 本市の暴力被害の経験(されたことがある)

	全体	女性	男性
第1位	大声でどなる (25.2%)	大声でどなる (32.6%)	大声でどなる (13.3%)
第2位	ドアをけったり、壁に物を 投げつけたりしておどす (13.9%)	ドアをけったり、壁に物を 投げつけたりしておどす (19.3%)	何を言っても無視をして 口をきかない (9.0%)
第3位	何を言っても無視をして 口をきかない (13.1%)	何を言っても無視をして 口をきかない (15.7%)	平手で打つ (8.0%)

資料：「平成29年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

7 本市の母子保健に関する指標の推移(出生または出産千対)

区分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 28 年	平成 30 年
死産	総数(人)	868	610	383	344	329	274	181	176
	率(出産千対)	65.8	59.7	39.8	36.1	38.6	31.9	23.2	23.9
周産期死亡	総数(人)	92	60	50	52	41	30	25	24
	率(出産千対)	7.5	6.2	5.4	5.6	5.0	3.6	3.3	3.3
乳児死亡	総数(人)	73	50	41	21	25	16	22	14
	率(出生千対)	5.9	5.2	4.4	2.3	3.1	1.9	2.9	1.9
新生児死亡	総数(人)	49	34	20	8	9	7	9	7
	率(出生千対)	4.0	3.5	2.2	0.9	1.1	0.8	1.2	1.0

注：1)「死産」とは、妊娠満 12 週以後の死児の出生。

2)「周産期死亡」とは、妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児死亡(生後 1 週未満の死亡)をあわせたもの。

3)「乳児死亡」とは、生後 1 年未満の死亡。

4)「新生児死亡」とは、生後 4 週(28 日)未満の死亡。

資料：「北九州市衛生統計年報」

8 本市における主な死因別死亡者数及び割合

【男性】

	死亡者数	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	大動脈瘤及び解離	その他	3大疾病率
平成 23 年	5,332	1,890	593	557	435	83	1,774	54.7%
		35.4%	11.1%	10.4%	8.2%	1.6%	33.3%	
平成 28 年	5,427	1,933	545	498	429	88	1,934	53.5%
		35.6%	10.0%	9.2%	7.9%	1.6%	35.7%	
平成 30 年	5,647	1,863	549	477	409	81	2,268	50.0%
		33.0%	9.7%	8.4%	7.2%	1.4%	40.2%	

【女性】

	死亡者数	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	大動脈瘤及び解離	糖尿病	その他	3大疾病率
平成 23 年	5,048	1,382	728	519	504	86	62	1,767	52.1%
		27.4%	14.4%	10.3%	10.0%	1.7%	1.2%	35.0%	
平成 28 年	5,332	1,428	739	408	480	92	54	2,131	48.4%
		26.8%	13.9%	7.6%	9.0%	1.7%	1.0%	40.0%	
平成 30 年	5,657	1,416	773	448	407	108	53	2,452	46.6%
		25.0%	13.7%	7.9%	7.2%	1.9%	0.9%	43.3%	

資料：「北九州市衛生統計年報」

9 本市の悪性新生物(がん)による女性の死亡者について

平成 23 年		総数	0～19 歳	20～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
女性の死亡者総数	人数 (a)	5,048	21	50	451	4,526
悪性新生物(がん)によるもの	人数 (b)	1,382	2	17	250	1,113
	b/a	27.4%	9.5%	34.0%	55.4%	24.6%
乳がんによるもの	人数 (c)	123	0	5	52	67
	c/b	8.9%	0.0%	29.4%	20.8%	6.0%
子宮がんによるもの	人数 (d)	62	0	4	21	37
	d/b	4.5%	0.0%	23.5%	8.4%	3.3%

平成 28 年		総数	0～19 歳	20～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
女性の死亡者総数	人数 (a)	5,332	18	29	330	4,955
悪性新生物(がん)によるもの	人数 (b)	1,428	1	15	191	1,221
	b/a	26.8%	5.6%	51.7%	57.9%	24.6%
乳がんによるもの	人数 (c)	136	0	2	43	91
	c/b	9.5%	0.0%	13.3%	22.5%	7.5%
子宮がんによるもの	人数 (d)	55	0	2	14	39
	d/b	3.9%	0.0%	13.3%	7.3%	3.2%

平成 30 年		総数	0～19 歳	20～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
女性の死亡者総数	人数 (a)	5,657	17	32	292	5,316
悪性新生物(がん)によるもの	人数 (b)	1,416	1	7	169	1,239
	b/a	25.0%	5.9%	21.9%	57.9%	23.3%
乳がんによるもの	人数 (c)	132	0	3	50	79
	c/b	9.3%	0.0%	42.9%	29.6%	6.4%
子宮がんによるもの	人数 (d)	45	0	0	12	33
	d/b	3.2%	0.0%	0.0%	7.1%	2.7%

資料：「北九州市衛生統計年報」

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

平成14年3月28日条例第16号

改正 平成14年6月24日条例第54号

北九州市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。これまで、多くの市民と協力しながら、男女平等の促進、女性の社会参画の支援、アジア地域との女性の地位向上に関する相互協力など北九州市の実情に応じた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、男女の人権が尊重される社会を実現するには、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の急速な進展など北九州市の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あるまちづくりを進める上で、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められている。

このような状況の中、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その実現に向けての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、市民、事業者と協力しながら、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊重及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり男女の人権が尊重される社会を実現すること並びに少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその

他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における男女共同参画社会の形成に関する取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な相互協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条** 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条** 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女が、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができるようにするための支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

- 第7条** 何人も、性別による差別的取扱い、配偶者等に対する暴力、セクシュアルハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境

を害することをいう。) その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第10条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、学校教育、社会教育その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

(相談)

第11条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(国際的な協力のための措置)

第13条 市は、アジアの地域をはじめとする海外の地域との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、国際社会における男女共同参画社会の形成と貧困、人口、開発等の問題とが密接に関連していることを考慮して、これを行うものとする。

(市民及び民間の団体に対する支援)

第14条 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画センター)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 北九州市男女共同参画審議会

第17条 市に北九州市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係機関の代表者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 (平成14年北九州市条例第16号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(任期の特例)

付 則 (平成14年北九州市条例第54号)

この条例は、平成14年6月24日から施行する。

第4次北九州市男女共同参画基本計画
令和元年度実施状況報告書

令和3年3月

発行 北九州市総務局男女共同参画推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 (093) 582-2405

FAX (093) 582-2624

北九州市印刷物登録番号 第2007037A号